

# 第 8 回

浜坂町・温泉町

# 合 併 協 議 会

平成16年5月19日(水)

浜坂町・温泉町合併協議会

## 第 8 回 浜坂町・温泉町合併協議会次第

日 時 平成16年5月19日(水)  
13:30～  
場 所 温泉町 夢ホール

### 1 開 会

### 2 会長挨拶

### 3 会議録署名委員の指名

---

### 4 議 題

#### (1) 協議事項

協議第11号(継続)	新町の名称について
協議第31号(継続)	新町建設計画(その4)について
協議第32号	新町建設計画(その5)について
協議第33号	地方税の取扱い(その2)について
協議第34号	総務関係事務事業の取扱い(その1)について
協議第35号	福祉関係事務事業の取扱い(その2)について
協議第36号	企画関係事務事業の取扱いについて
協議第37号	保健医療関係事務事業の取扱い(その1)について
協議第38号	商工観光関係事務事業の取扱い(その1)について
協議第39号	建設関係事務事業の取扱いについて

### 5 その他

#### (1) 第9回協議会の開催について

- ① 日時 平成16年6月5日(土) 13:30～
- ② 場所 浜坂町多目的集会施設 2階ホール
- ③ 協議事項
  - ・ 新町建設計画(その6)について
  - ・ 総務関係事務事業の取扱い(その2)について
  - ・ 住民関係事務事業の取扱い(その1)について
  - ・ 環境関係事務事業の取扱い(その1)について
  - ・ 保健医療関係事務事業の取扱い(その2)について
  - ・ 福祉関係事務事業の取扱い(その3)について
  - ・ 農林水産関係事務事業の取扱い(その1)について
  - ・ 水道・下水道関係事務事業の取扱い(その2)について
  - ・ 学校教育関係事務事業の取扱い(その1)について
  - ・ 社会教育関係事務事業の取扱い(その1)について

### 6 閉 会

# 会 議 資 料

## 資 料 索 引

協議第11号(継続)	新町の名称について	P1～P3
協議第31号(継続)	新町建設計画(その4)について	P4～P21
協議第32号	新町建設計画(その5)について	P22～P42
協議第33号	地方税の取扱い(その2)について	P43～P44
協議第34号	総務関係事務事業の取扱い(その1)について	P45～P47
協議第35号	福祉関係事務事業の取扱い(その2)について	P48～P54
協議第36号	企画関係事務事業の取扱いについて	P55～P62
協議第37号	保健医療関係事務事業の取扱い(その1)について	P63～P66
協議第38号	商工観光関係事務事業の取扱い(その1)について	P67～P73
協議第39号	建設関係事務事業の取扱いについて	P74～P77

協議第11号(継続)

新町の名称について

新町の名称について、継続して協議する。

平成16年5月19日提出

浜坂町・温泉町合併協議会

会長 中村政行

協定項目	3	新町の名称について
新町の名称は、 _____ 町 ( _____ ちょう) とする。		

平成 年 月 日確認・継続審議

## 新町の名称について

### 1. 新町名称候補（第一次選考において選定された名称）

#### （1）名称の表記及びふりがな

（選定順）

表 記	ふりがな	備 考
浜坂町	はまさかちょう	
温泉町	おんせんちょう	
おんせん町	おんせんちょう	
湯の浜町	ゆのはまちょう	
湯の里町	ゆのさとちょう	

#### （2）名称の意味又は理由

別紙資料1のとおり

### 2. 新町名称の選定

#### （1）第二次選考

上記候補の中から、各委員がそれぞれ1点を推薦し、集計結果を参考に協議により決定

推薦結果 浜坂町：10票  
温泉町：10票

\*新町の名称 =

表 記	
ふりがな	

## 新町名称候補の名称の意味又は理由について

表 記	ふりがな	名称の意味又は理由
浜坂町	はまさかちょう	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 伝統・歴史があり、今まで親しんだ名称である。</li> <li>・ 生まれ育ち、現在住んでいる町だから。</li> <li>・ 名称が美しい。</li> <li>・ JRの駅があり、県の庁舎がある。</li> <li>・ 愛着があり、誇りを持っているから残して欲しい。</li> <li>・ カニのまち浜坂の名前を存続していきたい。</li> <li>・ きれいな浜が4箇所あり印象的。</li> <li>・ 海が中心で、砂浜をイメージするから。</li> <li>・ 町名変更による経費を削減するため、一つの町名をそのまま残す。</li> <li>・ 海あり山ありの自然豊かな町だから。</li> </ul>
温泉町	おんせんちょう	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ユニークで個性があり、話題性、インパクトがある。</li> <li>・ 全国唯一の固有名称で意味があり、すぐにイメージができる。</li> <li>・ 住民にも地域特性として認知されており、外国からも認知されやすい。</li> <li>・ 2町ともに良質の天然温泉があり、全地域の名称としてふさわしい。</li> <li>・ 現在住んでいる町だから残したい。</li> <li>・ 日本人は温泉が大好きで、わかりやすく、親しみやすい。</li> <li>・ 洋名(Hot Spring Town)をつけることで世界にイメージしてもらえる。これからは世界にアピールする必要がある。</li> <li>・ 温泉の持つあたたかいイメージは、温もりを感じさせ、人の心を癒す。</li> <li>・ 観光振興の為に最もPRしやすい名称。</li> <li>・ 昔からある資源を大事にして、未来に伝えていきたい。</li> </ul>
おんせん町	おんせんちょう	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ やさしさ、温もりのある中に夢と希望をふくらます。</li> <li>・ 2町に温泉があり、代表する名称にふさわしく、ひらがな表現で新しい町としたい。</li> <li>・ ひらがなの方が暖かみがある。</li> </ul> <p>注) その他、「温泉町」と同様の意味又は理由がありました。</p>
湯の浜町	ゆのはまちょう	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 温泉と海をシンプルに表現し、町のイメージとして分かりやすい。</li> <li>・ 両町の名前をとって、誰にも馴染みやすい。</li> <li>・ 響きがよく、名前を聞いてほのぼのとする。</li> <li>・ 湯村温泉の温もりと浜辺の涼でふるさとをイメージ。</li> <li>・ 日本海に面した温泉の湧き出る町。</li> <li>・ 湯にまつわる地域と日本海の浜のイメージを合体したもの。</li> <li>・ 湯村温泉、浜坂温泉、浜坂漁港、海岸のイメージ。</li> <li>・ 両町の名所を合わせた。</li> <li>・ 両町の暖かく、広いイメージを継承するため、「湯」と「浜」を使用。</li> <li>・ 湯村温泉は健康の里、浜坂温泉は海の資源を活用した町だから。</li> </ul>
湯の里町	ゆのさとちょう	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 温泉を表す言葉が必要であり、まさに湯の里である。</li> <li>・ 両町に温泉が湧出し、町民の生活を潤し観光の目玉になっている。</li> <li>・ 両町ともに温泉の町で、すぐにイメージできる。</li> <li>・ 湯が湧き出ている暖かみのある町。</li> <li>・ 温泉とふるさとをイメージできる。</li> <li>・ やさしく、温もりのあるイメージを与えられる。</li> <li>・ 2町に共通する温泉(湯)を広くアピールでき、国民温泉保養地として確立できる。</li> <li>・ 山陰の暗いイメージを払拭できる。</li> <li>・ 町を紹介する場合、温泉をアピールできる。</li> </ul>

\* 名称の意味又は理由については、応募用紙等に記載された内容、趣旨等を要約して記載しています。

協議第31号(継続)

新町建設計画(その4)について

新町のまちづくり施策 について、継続して協議する。

平成16年5月19日提出

浜坂町・温泉町合併協議会  
会長 中村政行

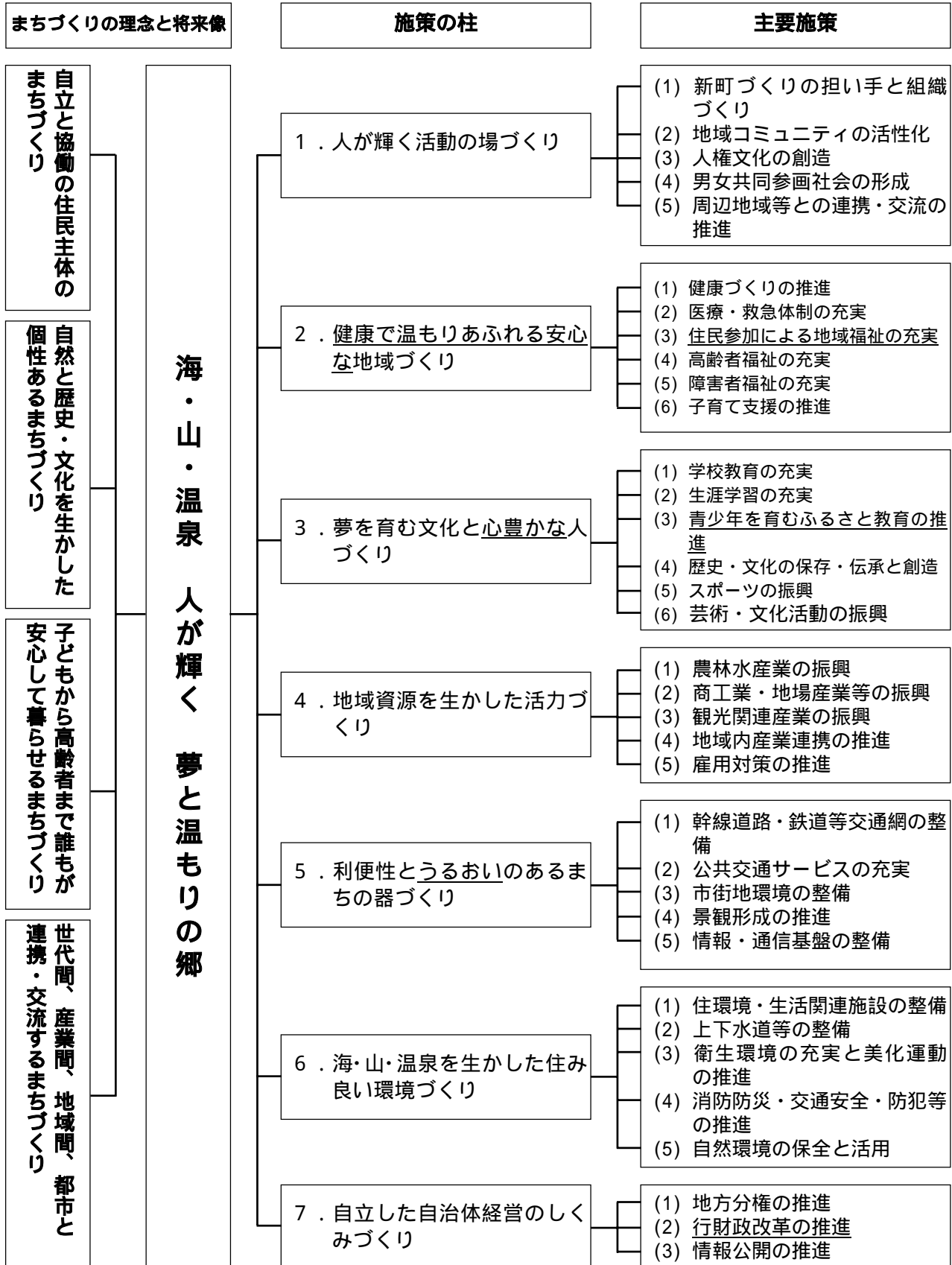
協定項目	6	新町建設計画(その4)について
新町のまちづくり施策 について、別紙のとおり提出する。		

平成 年 月 日確認・継続審議

# 新町のまちづくり施策

新町のまちづくりの理念と将来像を実現するため、施策の柱と主要な施策項目の体系を以下に整理します。

## 《 施 策 体 系 》





## 1. 人が輝く活動の場づくり（参画・協働と連携・交流の促進）

行政主導の時代から、住民主体の地域づくりが求められています。まちの魅力はどこにあり、先人が築いた有形無形の財産を「宝物」として認識し、今後どのように磨き、育てていくのかが問われています。参画と協働による地域の自治を確立することが、住民の重要な責務であり、住民と行政が一体となって魅力と活力のある地域社会の創造に一層の努力が求められています。また、成熟社会においては、自己実現に関する分野での活動やNPOなどの自主的な社会貢献活動が幅広く展開されており、それぞれの能力を伸ばし、総合力が発揮できるまちづくりが必要となっています。

21世紀は人権の世紀と言われ、少子高齢社会における相互扶助の確立や男女共同参画社会の形成、国際化の進展等において、男女、地域、世代間の役割や協調の重要性を理解し合い、人権尊重を根拠とした共に生きる社会の形成が確立されなければなりません。

新町において、「まちづくりは人づくり」の理念のもとに、住民が能動的にまちづくりに参加・参画する意識づくりに取組み、行政のみならず住民や事業者も自らの役割を十分に理解し、相互の協力により、創意と熱意を持って、調和のとれた新しい町の創造をめざし、人が輝くまちづくりを進めます。

あわせて、共存・共生の視点に立って、地域間の相互の理解や協力のために、多様な連携や交流が求められています。新町の一体化により地域全体が魅力あるまちづくりを推進するため、より広域的な連携や交流を促進します。そのため、地域間交流基盤となる高規格道路や鉄道整備により、京阪神都市圏、中国・四国圏等との時間距離を短縮し、地域の活性化を図ります。また、従来からの人口定住施策の推進に加え、今後は、町出身者やこの地域の魅力にひかれ、様々な関わりをもつ来訪者等の「交流人口」の拡大を促進し、都市と農山漁村の相互補完を進め、それぞれの役割と魅力を互いに享受し合うなかで、まちの魅力の再発見、地域への誇りや愛着の醸成、地場産業の振興などを促進します。さらに、環日本海をはじめグローバルな視点での国際交流の充実を進めます。このような取り組みを進めるために、豊かな自然や伝統文化、多彩な農林水産業等恵まれた条件を生かし、多地域・多分野にわたる交流を一層促進できるよう体制の整備充実に努めます。

### （1）新町づくりの担い手と組織づくり

人と地域を大切にしたい新町づくりの基本的な姿勢や理念等の明文化とともに住民自らの取り組みを醸成するために、フォーラムの開催、地域課題の解決や新町の統一イメージづくりなどを話し合うまちづくり委員会などの設置を検討し、住民、特に若い人の積極的参画による開かれた組織づくりと親しみやすい活動の展開を求め、住民参画の輪を広げます。そして、住民の意見やアイデアを町政に生かすしくみを整えます。

また、人権社会の確立の視点に立ち、まちづくりに関する研修や人的交流ネットワークの拡充などにより人材育成を進めます。

さらに、民間の法人や団体の優れた技術や経営感覚をまちづくりに生かすため、行政と住民のパートナーシップを強化し、それぞれの特性を生かした役割分担のもと、公共と民間の協働体制を強化し、第三セクターや公益法人等も活用しながら、官民一体となったまちづくりを推進します。

一方、住民と住民の協調、共存を深めるため、各種団体の統合や連携による組織強化、ボランティア、NPO等の育成、支援を推進し、ともに支え合いながら総合力を発揮するまちづくりを展開します。

## (2) 地域コミュニティの活性化

住みよいまちづくりの基本は、住民同士が助け合いや連帯を深める「地域コミュニティづくり」が不可欠で、高齢社会においては、さらに重要性を増しています。

新町づくりの広域的な視点と合わせて、旧町をはじめ小学校区や集落単位等の既存の地域運営に関わる組織の役割を認識・評価し、目が行き届き声をかけ合える身近な分野を中心に、組織間の連携や支援に努めます。その方策のひとつとして、学校の統廃合で生じる校舎の有効活用を検討します。

また、住民相互の助け合いによって、住み良い環境を築くために、従来からの地縁的なコミュニティ活動とともに、様々なテーマや関心で結びついた活動を支援し、きめ細やかで多様な地域コミュニティの育成・充実を図ります。

さらに、支所や公民館等とのネットワーク強化、ケーブルテレビ等情報施設の活用により、住民活動の連携を推進します。

## (3) 人権文化の創造

地域づくりの根幹は、人と人が支え合う人権が尊重される社会の実現にあり、あらゆる分野で人権を大切にした施策を展開します。年齢、性別、障害の有無、国籍等にかかわらず一人ひとりの人権が尊重され、参画、協働する社会を構築します。

また、人権の正しい理解と認識を深めるために、人権教育・啓発推進体制を充実し、指導者の育成を図り、学校教育や生涯学習を通して人権学習を積極的に推進することにより、人権意識の高揚を促進します。

さらに、人権相談・人権ネットワーク体制の拡充を図り、誰もが支え合う人権文化を創造します。

#### (4) 男女共同参画社会の形成

男女が共にいきいきと生活ができ、性別に関係なく個性や能力を発揮できる男女共同参画社会づくりを進めます。

特に、女性が社会のあらゆる分野へ参画し、多様な活動が展開できるよう支援、相談体制を拡充するとともに、行政の審議会・委員会等への登用促進を図るなど町政運営への参画を推進します。また、地域においては、自治会・各種団体の委員、経済団体等あらゆる分野における女性の登用を働きかけます。

さらに、男女が共に家庭生活における活動と他の活動を両立できる環境づくりを進めます。

#### (5) 周辺地域等との連携・交流の推進

地理的に鳥取圏と豊岡圏との中間に位置する2町は、岸田川流域で形成され、周辺地域との連携・交流については、新町の交流基盤となる鳥取豊岡宮津自動車道やJR山陰本線の整備及び国道9号の改良などの促進に努め、ネットワークの拡充により都市的機能の充実強化を図り、生活圈や経済圏の連携の強い鳥取圏を中心に産業、教育、医療など多面的な広域連携を推進します。

一方、「山陰海岸」の世界自然遺産登録をめざし、兵庫県、京都府、鳥取県の3府県と関係市町村の連携強化を図るとともに、広域観光の推進など恵まれた自然環境を生かした地域振興を展開します。

他地域との連携・交流について、新町は海と山と温泉を包含する自然環境を有し、都市住民との多彩な交流を展開するなかで、参画と協働をテーマとした上山高原エコミュージアムをはじめ新しいライフスタイルの創造の場として注目されています。今後さらに、豊かな多自然環境や生活文化をもつ地域特性を生かし、京阪神都市圏、中国・四国圏等との交流を積極的に進めるため、交流環境や条件の整備、意識の高揚・醸成に努めます。また、友好都市、ふるさと会員等との双方の顔が見えるフレンドリーな交流の推進を図るとともに、地域の資源や歴史・文化を活用し、観光交流や体験学習機能を高めます。特に、都市交流における地域産業への波及効果を高めるため、特産物の付加価値化や有機米、野菜の契約栽培等の拡大により安全な食糧生産供給機能の強化に努めるとともに、都市部でのアンテナショップなど直売活動、かに祭、ほたるいか祭や但馬牛まつり等情報発信の場づくりを進めます。

国際的な連携・交流については、国際的視野をもった人材を育成するとともに、住民・民間レベルでの相互理解の深まり・進展を図るため、団体の育成をはじめホームステイの受け入れ支援、産業や文化面での協力体制を拡充し、伝統ある農林水産業や温泉等の生活文化に育まれた日本のふるさとの特性を生かした環日本海諸地域等を含めた国際交流の一層の推進に努めます。

\* N P O

「Non Profit Organization」の略で、非営利組織であること。

\* パートナーシップ

共同の目的に向かって働く諸組織の間の自主的な協力。

\* ケーブルテレビ

現在では、有線テレビだけでなく、インターネット接続など地域内の情報手段として期待される。

\* エコミュージアム

エコ (ecology) とミュージアム (museum) を結びつけた造語で、日本語では「生活・環境博物館」と意識されている。

1. 人が輝く活動の場づくり（参画・協働と連携・交流の促進）

主要施策名	主な事業の概要
新町づくりの担い手と組織づくり	まちづくり憲章（仮称）の制定
	まちづくり委員会（仮称）の設置の検討
	開かれた組織づくりと親しみやすい活動の展開
	公共と民間の協働体制の強化
	第三セクターや公益法人等の活用によるまちづくりの推進
地域コミュニティの活性化	旧町単位、小学校区単位のコミュニティ活動の推進
	地域の自治活動の推進
	地域内助け合いネットワークの拡充
	地域コミュニティ活動施設等の整備充実
人権文化の創造	人権教育プログラム・指導員体制の整備充実
	生涯学習における人権学習の推進
	人権相談・人権ネットワーク体制の強化
男女共同参画社会の形成	男女の性別格差のない地域社会づくりの推進
	女性の社会活動推進のための支援体制の強化
	行政の各種審議会や団体役員等への女性の参加、登用促進
	女性の労働環境の整備
周辺地域等との連携・交流の推進	日本海経済文化拠点エリアの機能強化
	交流基盤となる高速交通体系の整備
	山陰海岸の世界自然遺産登録への協力体制強化
	広域観光等の連携強化
	都市と農山漁村の機能補完の推進
	ふるさと会員交流の推進
	エコミュージアムや自然体験学習等の推進
	友好都市交流の展開
	産直活動、契約栽培などの推進
都市部のアンテナショップ、PR 拠点の整備拡充	

	国際交流団体の育成
	ホームステイ等民間交流の推進

## 2. 健康で温もりあふれる安心な地域づくり（保健・医療・福祉の充実）

人口減少と高齢化の両面が同時進行するなかで、子どもを産み育てやすい環境づくりをはじめ、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会を実現するため、子どもから高齢者まですべての住民が、地域で支え合いながら共に生きることができるよう、保健・医療・福祉の一体的な基盤づくりを推進します。

海と山と温泉の恵まれた地域資源や自然環境、スポーツ施設等を幅広く活用し、日常生活での健康づくりを推進します。

また、住民と民間団体、行政が連携し、総合的な地域福祉対策やボランティア活動に積極的に取り組み、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、共存、共生の地域社会づくりを進めます。

さらに、生活保護・児童福祉・母子及び寡婦福祉・老人福祉・身体障害者福祉・知的障害者福祉法などに定める援護、育成または更生の措置や支援に関し、地域内の連携強化による各種福祉施策の総合的、一体的な展開を図ります。

### （1）健康づくりの推進

住民一人ひとりが健やかで心豊かな生活を送るためには、健康を増進し、発病を予防する「一次予防」を推進し、「生活習慣の改善」と「健康寿命の延伸」を図ることが重要です。

そのためには、住民の健康意識の高揚と自主的な健康づくりの取り組みができるよう、県が平成13年度に策定した「健康兵庫21兵庫県計画」をもとに「健康ひょうご21新町計画」を策定するとともに、保健師等マンパワーの充実による保健・福祉センター等の機能の強化を図り、健康づくりを支援するシステムと保健サービスの構築に努めます。

また、ゆとりある健康な暮らしを目指し、スローフードの考え方により、地元で生産された有機農産物や新鮮な魚介類などによる食生活の改善、生活習慣病等の予防を徹底します。特に、高齢者が健康で自立した生活を送ることができるよう、健康づくりや機能訓練などの介護予防等の支援体制を構築します。

さらに、健康公園・ユートピア浜坂をはじめ身近なスポーツ施設や温泉施設など地域内の健康増進施設を利用した健康づくりができるよう、環境整備に努めます。

### （2）医療・救急体制の充実

地域の中核病院である公立浜坂病院や介護老人保健施設ささゆりの機能の充実を図ります。また、身近な医療サービスの向上を図るため、診療所や訪問看護サービス等の充実を進めます。

そして、医療機関を結ぶネットワークを形成することにより、健康管理から疾病予防・診断・治療・リハビリテーションに至る総合的な体制整備を検討します。

さらに、長期的視野に立ち、病院、診療所等住民生活に密接に関わる地域医療のあり方につい

て専門的な調査研究を行い、高齢者をはじめとした医療サービス確保のための施設の整備充実に努めます。高度医療、救急医療などについても、但馬地域をはじめ隣接する高次医療機関や美方広域消防等との広域連携を強化し、住民が安心して医療を受けられる医療・救急体制の充実を図ります。

### (3) 住民参加による地域福祉の充実

高齢者や障害者をはじめすべての住民が、住み慣れた地域のなかで、共に助け合い、支え合いながら安心して暮らせるまちづくりを推進します。一人ひとりがサービスの担い手であり、受け手でもあることから、だれもが自立でき、生きがいを持って社会参加できる地域福祉体制を拡充します。そのために、社会福祉協議会の機能強化の支援をはじめボランティア活動への支援に努めるとともに、NPO等の組織育成を図ります。また、企業等の理解を得て、介護休暇制度等が活かされる地域づくりに努めます。

集落単位の福祉コミュニティの育成に努め、自治組織や老人クラブ、婦人会、いずみ会、愛育班等の住民団体の協力、連携のもとに、日常生活支援活動を展開します。

さらに、高齢者や障害者にやさしい環境を創出するために、生活環境のバリアフリー化、さらにユニバーサルデザイン化等に努め、ユニバーサルな社会づくりを推進します。

### (4) 高齢者福祉の充実

高齢化の急速な進展により、今後さらに、介護を必要とする高齢者の増加が見込まれ、介護サービス等のより一層の充実を図ることが重要な課題となっています。

高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画に基づき、元気な高齢者から介護が必要な高齢者まで、すべての高齢者が住み慣れた地域で、健康で生き生きとした生活が送れるよう、配食サービス、外出支援など介護予防施策や痴呆性老人のケア対策等を推進するとともに、在宅介護支援体制の充実、高齢者福祉施設の整備充実に努めます。

また、健康で生きがいのある長寿社会を築くため、老人クラブ活動の充実や高齢者のふれあいの場づくり、シルバー人材センターの活用を推進します。

さらに、地域において、高齢者の豊かな社会経験や技術が十分に活かされるよう各種の交流や生産活動、地域の美化運動など社会参加の機会を積極的に提供し、生きがいを育みながら地域の活力づくりを進めます。

### (5) 障害者福祉の充実

障害者が住み慣れた地域のなかで安心して生活ができるよう、相談・助言からサービス提供のための基盤整備、作業所・授産施設などの就労の場、そして各種障害者団体の活動の場づくりを推進し、「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」の二つの基本理念に基づき、障害者



の自立と社会参加を促進する地域づくりを進めます。

また、地域内助け合いネットワークの強化により、障害者の生産活動の支援等地域サポートを推進します。

#### (6) 子育て支援の推進

少子化対策の積極的な対応を進め、次世代育成支援行動計画に基づく学童保育をはじめ、延長保育、障害児保育、一時的保育などの保育サービスの充実と幼稚園と保育所との連携強化及びそのための施設の整備充実に努めます。また、子育て支援・学習センター事業の充実と地域でのサポートネットワークを拡充するとともに、子育て不安解消のための各種相談、学習活動を推進し、子育て支援体制を強化します。

特に、地域における出生率が低下するなかで、バランスのとれた年齢構成、地域活力の維持が重大な課題であり、企業等の理解を得て、育児休暇制度等が活用・取得できる地域づくりに努め、子育てに係る支援措置等総合的な施策を展開します。

さらに、一人親家庭等の生活安定、自立促進を図るため、相談・指導体制の充実、各種制度の周知・活用を進めます。

児童虐待防止ネットワークにより関係機関と連携して、児童虐待防止対策を進め、心身ともに健全な児童育成に取り組みます。

#### \* スローフード

食生活を見直そうとする運動。画一化されたファーストフードの味覚による食文化の崩壊から、郷土料理の豊かさと風味を守り、後世に残す運動。

#### \* バリアフリー

高齢者や障害を持つ人の生活や活動に不便な障害を取り除くこと。(例/階段にかかるスロープをつけるなど)

#### \* ユニバーサルデザイン

環境・建物・製品等を、全ての人が利用しやすく、全ての人に配慮したデザインにしていこうという考え方。

#### \* ノーマライゼーション

障害を持つ人や高齢者を含むすべての人が、家庭や地域社会とともに生活していける社会が通常の社会であるという考え方。

#### \* リハビリテーション

「再び能力を回復する」「再び機能を身につける」といった意味もあるが、基本理念としてのリハビリテーションとは、生涯におけるすべての段階において全人間的復権を目指すもの。

2. 健康で温もりあふれる安心な地域づくり（保健・医療・福祉の充実）

主要施策名	主な事業の概要
健康づくりの推進	健康ひょうご21新町計画の策定
	健康づくり運動の推進と支援体制の充実
	域内農林水産物等の活用による食生活の改善
	温泉や健康増進施設を活用した軽スポーツ、リハビリの推進
医療・救急体制の充実	医療体制の連携と整備充実
	訪問看護サービスの充実
	地域医療のあり方についての専門的な調査研究の推進
住民参加による地域福祉の充実	地域福祉センターの機能拡充
	社会福祉協議会の活動強化への支援
	ボランティア活動の育成と支援
	NPOなどの組織育成と支援
	介護休暇制度等が取得できる地域づくりの促進
	地域生活支援体制の拡充
	バリアフリー、ユニバーサルデザインの推進
高齢者福祉の充実	在宅福祉サービスの充実
	施設福祉サービスの整備充実
	一人暮らし老人のケア対策の充実
	痴呆性老人のケア対策の推進
	老人クラブ活動の推進
	高齢者の技術の伝承や生産活動の場づくりの推進
	シルバー人材センターの活用
障害者福祉の充実	障害者（児）と健常者が共に歩む社会づくり
	障害者（児）の社会参加と自立の促進
	障害者（児）支援費制度への対応・推進
子育て支援の推進	保育サービスの充実

	保育所と幼稚園との連携強化と施設整備
	学童保育体制の充実
	子育て支援体制の強化と地域内サポートネットワークの充実
	育児休暇制度等が取得できる地域づくりの促進
	子育て支援措置の充実
	一人親家庭等の支援と相談・指導体制の充実
	児童虐待防止対策の推進

### 3. 夢を育む文化と心豊かな人づくり（教育・文化の充実・創造）

社会が高度化・複雑化し、人々の価値観が多様化する中で、学校・家庭・地域社会が連携して、お互いの個性を尊重し、思いやりの気持ちを持ち、自己責任を果たせる自律した人づくり、社会づくりの展開が求められています。

新町では、子どもから高齢者すべての人が自己実現できる社会づくりを進め、スローライフの考え方により、ゆとりや個性、こころの豊かさ、生きる力を重視した教育・学習活動を推進するとともに、地域内連携による郷土学習の推進を図り、ふるさとを愛する青少年を育成します。

また、数多くの歴史文化資源の保護、育成に取り組み、特色ある地域文化の振興を図ります。

さらに、新町には、恵まれた自然環境のなかに各種の体験施設が配置されており、これらの積極的活用により、世代間、地域間交流を深め、豊かな人間形成を促進します。

#### （1）学校教育の充実

次代を担う児童・生徒を育成するため、基礎的、基本的な教育内容を重視し、個性を生かし自ら学ぶ意欲と社会の変化に対応できる能力、創造性を伸ばす教育を進めます。地域社会をフィールドとしたトライやるウィーク等の体験学習や海と山に学ぶ自然学校の推進、総合的な学習による全校生やグループでの学習機会の拡充を進めるなど、特色ある学校づくりや教育内容の多様化に努めます。特に学校間の交流・連携を図るため、ネットワークを整備し、情報化を推進します。

また、小中学校の施設整備等教育環境の充実に努めるとともに、幼年人口の推移と園児、児童、生徒数の適正規模を考慮し、地域住民の理解と合意形成のもとに小学校の統廃合の検討、幼稚園と保育所の連携強化に取り組みます。

さらに、高等学校の教育環境の整備とあわせて、地域の発展を担う人材育成、若者定住を促進するため、高等教育機関等の立地に向けて関係機関との連携強化を図ります。

#### （2）生涯学習の充実

「住民が生涯いつでも自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価される」ような生涯学習社会の構築をめざします。そのために公民館を中心として、家庭、青少年、成人、女性、高齢者、障害者それぞれに応じた各種教室や講座の充実を図るとともに各分野での人材登録制度づくり、学習グループやリーダーの育成に努めます。

また、加藤文太郎記念図書館、温泉町町民センターをはじめとする生涯学習関連施設のネットワーク化を図り、ケーブルテレビ等地域情報化への対応、IT学習の推進等住民の学習ニーズをより満たせるよう、施設の効率的な活用と整備を図ります。

### ( 3 ) 青少年を育むふるさと教育の推進

青少年が創造性を育み、社会性と豊かな人間性を身につけることができるよう多様な活動のできる機会の確保に努めます。

また、地域の歴史や文化、産業などを学ぶふるさと教育や自然とのふれあいを通して、郷土への理解と愛着を育むとともに、郷土芸能の伝承やスポーツ活動など地域での子育て連携を推進します。

さらに、子どもから高齢者までの世代間交流を推進し、ふるさとの文化や様々な技術の伝承活動を展開します。

あわせて、地域全体で子育てに取り組むうえで、優れた指導者や組織の育成に努めるとともに家庭や地域の教育力を高めるため、大人自らが学ぶ場づくりを進めます。

### ( 4 ) 歴史・文化の保存・伝承と創造

新町は、貴重な有形無形の歴史・文化的遺産を数多く有しています。有形文化財については歴史的価値を明らかにし、住民の保護意識の高揚に努めるとともに、無形文化財についても後継者の確保、育成に重点を置きその活性化に努めます。

また、歴史資料などの各種資料の収集、研究体制の拡充に努めるとともに、保存活動の充実や先人記念館「以命亭」等歴史資料館の整備充実、展示施設等のネットワーク化を進めます。

そして、先人の文化遺産の保護・継承をはじめ、足跡を後世へ伝承するとともに、前田純孝賞・宇野雪村賞等の創作活動の展開に結びつけていきます。

### ( 5 ) スポーツの振興

それぞれの体力や年齢に応じた健康づくりをはじめスポーツに親しむことができる生涯スポーツ活動の普及に努めます。

また、スポーツ関係団体と連携し、生涯スポーツの指導者養成や地域スポーツクラブ等団体の育成、支援に努めるとともに豊かな人間関係の形成、相互の親睦を図ることを目的に麒麟獅子マラソン大会等広域参加型のスポーツ大会や関連のイベントの企画・開催やスポーツ施設の整備充実を進めます。

### ( 6 ) 芸術・文化活動の振興

地域に根ざした個性豊かで文化薫る地域社会を築くために、文化祭や音楽祭をはじめ夢ホール・多目的集会施設等各文化施設における自主事業の拡充、住民参加型事業の推進、関連団体などとの連携の促進を図り、文化活動組織やリーダーの育成を図ります。そして、日常生活に密着した質の高い芸術文化を育て、生活の中で創作活動の芽を大切に育てていきます。

また、地域の総合力を高める芸術・文化イベントにより地域の魅力を高め、町内外との芸術文

化交流等を積極的に推進し、感性豊かな人を育てる風土を醸成します。

さらに、図書館の充実とネットワーク化を進めます。

\* スローライフ

スピードや効率を重視した現代社会とは対照的に、ゆったりと、マイペースで人生を楽しもうというライフスタイル。人々の価値観や生き方は多様であることを前提に、効率性や機能性一辺倒のライフスタイルを見直し、暮らしのスローな部分に光を当てることにより、地域の自然をはじめ、歴史や伝統・文化の中の個性を再評価し、再生・復活させること。

\* I T

「Information Technology」の略。情報技術。情報通信からその応用利用場面まで広く使用されている技術・手法の総称。

### 3. 夢を育む文化と心豊かな人づくり（教育・文化の充実・創造）

主要施策名	主な事業の概要
学校教育の充実	小中学校の改修整備と学習環境の整備
	幼稚園教育と保育所の連携の強化
	体験学習、自然学校とトライやるウィーク活動の充実
	学校間連携の推進
	高等教育機関等の立地に向けた関係機関との連携強化
生涯学習の充実	生涯学習プログラム及び推進体制の充実
	生涯学習リーダーの育成
	地域情報化に対応した学習の推進
	生涯学習施設の整備充実
青少年を育むふるさと教育の推進	郷土学習の推進
	地域ふれあい活動の推進
	世代間ふれあい交流の推進
	伝統行事、郷土芸能の保存活動の推進と後継者の育成
	地域で子どもを育成する指導者、組織の充実
	家庭や地域の教育力を高める学習の推進
歴史・文化の保存・伝承と創造	文化財の保護と活用
	歴史資料の収集と保存活動の充実
	歴史資料館等の整備充実
	先人の文化遺産の保護・継承と学習・創造活動の推進
	伝統的民俗行事、文化行事の保護・継承と創造活動の推進
スポーツの振興	各種スポーツ大会の推進
	マラソンなど広域参加型スポーツ大会の推進
	スポーツ指導員の育成、支援
	地域スポーツクラブ等団体の育成、支援
	スポーツ施設の整備充実

芸術・文化活動の振興	各種芸術・文化事業の推進
	住民参加型事業の推進
	地域の総合力を高める文化イベント、文化風土の創出
	図書館の充実とネットワークの整備



協議第32号

新町建設計画（その5）について

新町のまちづくり施策 について提出する。

平成16年5月19日提出

浜坂町・温泉町合併協議会

会長 中村政行

協定項目	6	新町建設計画（その5）について
新町のまちづくり施策 について、別紙のとおり提出する。		

平成 年 月 日確認・継続審議

#### 4．地域資源を生かした活力づくり（産業振興と雇用確保）

地域の産業の活性化をめざし、これまで集積してきた各分野の技術や特色を生かし、個性・独創性のある農林水産物や加工製造品の生産拡大を図るとともに、商業、観光関連産業等との連携を強化し、地域内の経済波及効果を高めます。

新町は、全国和牛の改良用素牛供給地として、また、日本海沿岸屈指の漁業基地として、高品質の食糧生産と供給の重要な役割を果たしています。今後さらに、安全で安心な農林水産物の供給体制の整備や高付加価値化等の促進を図るとともに、農地や森林の公益的機能の保全、林業の生産性の向上に努めるなかで、資源を再利用した有機肥料の活用など、地域内連携による資源循環型の生産活動を展開します。

「観光」の原義は、まちの状況を「示し」かつ「見る」ことにあります。したがって、まちづくりや生涯学習との関係が深いものであり、地域の資源を活用し、豊かな暮らしの中から誇りが芽生え、それを地域外の人に示し、また地域外の人から刺激を受けて互いに高めていくことであり、それが結果として地域を活性化させ、産業化していくものです。

今後は、これまでの観光産業を充実させていくとともに、地域に埋もれた人材や、地域住民のもてなしの心の充実などによって地域資源にさらに魅力を持たせながら、観光客の新しいニーズに対応する地域の生産や生活、文化等を体験するメニューづくりのために、海と山と温泉の連携強化やグリーンツーリズム等と融合させ、交流を活性化し、来訪者の増加するまちづくりを推進します。

また、地場産業の育成と合わせて、多彩な資源を融合した特産品開発、環境、福祉、情報に関わる産業活動など地域社会に貢献する新しい分野の起業の支援を進めます。

これらの施策と合わせて、各産業の後継者確保や担い手の育成、若者の定住促進をめざし、雇用対策の充実、U I J ターン受け入れ体制の拡充を図ります。

##### （1）農林水産業の振興

###### 農業

地域の基幹的産業として農業振興に取り組んでおり、その果たす役割は、安全・安心な食糧生産の面や自給力向上と農業・農村の生産機能の維持・拡大の面から益々重要性を高めています。

今後より一層、農業指導機関との連携を強化し、消費者のニーズに対応した作物を効率的に生産する優れた経営能力を持つ生産組織や担い手の育成、集落営農活動の推進を図ります。なかでも、水稻、高原野菜、二十世紀梨などに続く特産品の掘り起こしや導入を推進するため、農産物の優良品種への改植、新技術の導入等を進め、健康と安心、温もりある味わいに重点を置いた作物の振興に努め、契約栽培や産地直送体制を拡充します。

特に、但馬牛の生産拠点であり、畜産と耕種農業が連携し、堆肥施設を活用した有機堆肥の生産、農地還元の循環システムの拡充により、環境保全型農業を推進し、健康な土づくりのもとに有機米や野菜等、高品質の作物づくりを進めます。

さらに、農用地、農道などの生産基盤整備と合わせて、有害鳥獣対策を進め、農地の生産性を高めるとともに、農を基本とした食生活も含めたライフスタイルを充実させる「楽農生活」や農地の保全活動やグリーンツーリズム特区の活用等を通じて、農業の体験・交流活動の促進を図ります。

### 水産業

新町の沿岸及び沖合域は、対馬暖流の沿岸分岐流によって好漁場をなし、漁業協同組合単位の漁獲量が日本一のホタルイカ、松葉ガニをはじめ、スルメイカ、ハタハタ等多くの魚種において全国上位を占め、水産業は基幹産業として、水産加工業を発展させ地域経済を支えています。今後も豊かな海産資源の安定確保をめざし、資源管理型漁業の推進、漁業基地の整備により漁港・漁場機能を高めるとともに、漁業水産加工業のH A C C Pへの対応等漁業経営体への支援をはじめ、流通拠点としての機能の強化、流通や販売体制の充実に努めます。

また、漁業や漁村等の海文化の体験を通じて、都市との交流を促進するとともに、域内での消費を推進します。

一方、清流や温水を生かした内水面漁業を振興し、アユ、ヤマメ、イワナ、サクラマスなどの食材への活用を進めるとともに、渓流環境の整備により観光レクリエーションとの連携を強化します。

### 畜産業

全国ブランドである但馬牛の生産拠点として、飼養頭数の拡大と優れた肉質をもつ特性の伸長に努めます。多頭化による経営の安定・充実、有機農業との連携、畜産団地化等の集約化と環境との調和対策などを強化するとともに、繁殖農家の経営安定を図りながら、肥育農家の育成技術を向上させ、子牛生産から肥育・販売までの地域内一貫生産体制を推進します。

特に、肉用牛の産地間競争が激しくなるなかで、県の生産指導機関との連携を強化し、但馬牛の肉質の高品質、高安定化を図り、育種基地としての生産体制の拡充に努めます。

既存畜産基地等での粗飼料生産、放牧などにより、安心して安全な真の和牛の生産を進めるとともに、県立但馬牧場公園と連携して、但馬牛の特質や伝統を積極的にPRし、日本の畜産文化の発信を広く展開します。

## 林業

域内面積の 84 パーセントを占める森林の有効活用と善良な保全管理は、新町にとって重要な課題であり、北但西部森林組合を中心として林業の振興を推進します。

国内産の木材の価値が高まり、多面的な利用が求められるなかで、優良な木材の生産、加工、流通のネットワークを強化するとともに、域内産材の利用促進を図り、地域産業の活性化への波及を広げます。

また、水源の涵養や大気保全など、森林の持つ多面的機能の維持のため、林業労働力の確保、育成や林道網等の整備を図り、機械化、省力化を進め、除間伐など適切な管理に努めます。

さらに、特用林産物の生産振興や間伐材の活用など森林資源の多様な活用を進めます。

### (2) 商工業・地場産業等の振興

地域雇用を担う商工業の育成に努め、サービスや技術力を高める産業活動の活性化の促進、地域資源の高付加価値化あるいはニッチ産業など新分野進出のための情報提供、産官連携、研究開発等の支援を推進します。

また、高齢社会や情報社会を踏まえ消費者ニーズに対応した機能的な商業環境づくりや地域コミュニティを生かしたしくみづくりなどを進めるとともに、商工会の運営を強化し、経営指導の拡充、各種資金制度の活用や地域内購買促進対策等により、こだわりや個性のある経営、にぎわいとふれあいの機能を高め、活力ある商店街形成を推進します。

水産加工業をはじめ製造業の生産性の向上のための設備投資、新技術導入、開発についての支援に努めます。

さらに、高速通信基盤を活用した産業の活性化に努め、SOHO・サテライトオフィスの検討を図るとともに、環境創造的な企業誘致や地域福祉と連携したコミュニティビジネスなど多様なビジネスの育成、支援を推進します。

### (3) 観光関連産業の振興

海・山・温泉の観光資源を有する地域特性を生かし、観光関連団体、JR やバス会社等の公共交通機関等と連携し、総合的な観光振興戦略体制づくりに取り組み、観光拠点施設の機能整備と海と山と温泉を結ぶネットワークの拡充を図ります。そして、但馬内周遊ルートを拡充するとともに、鳥取と但馬との広域観光ネットワークを充実します。

また、高温で豊富な湧出量を誇る湯村温泉や山陰海岸国立公園、上山高原などの自然環境の保全と活用、従来の観光とグリーン・エコツーリズムが融合した新たなツーリズム産業の創出、文化の薫る港町として、歴史文化の保存と伝承への地域住民の参画により、“住んで良し、訪れて良

し”の観光地づくりをめざし、観光振興と一体的な魅力あるまちづくりの展開、観光の国際化への対応を促進します。

その中で、観光協会と行政の連携強化により観光案内センターや道の駅、VIC Sの研究や観光情報提供システムの整備充実を図るとともに観光事業の企画推進やイメージアップをめざし、体験観光インストラクター、観光ボランティアガイドなどを育成し、地域全体としてのもてなしの心を育みます。

特に、従来から定着している温泉、海水浴、スキー、カニすきなどの他、マリナーポーチや杜氏館、リフレッシュパークゆむらなど既存関連施設の有効活用、ふれあいやすらぎ温泉地整備など温泉活用やレクリエーション施設の整備や朝市などの観光魅力の演出、企画の充実に努めます。

さらに、滞在・体験型の交流環境を整え、湯村温泉街の景観整備などの風景、食材、行催事等の季節感を抱く資源の活用を進め、但馬ビーフや松葉ガニ等のグルメをはじめ新鮮で素朴さのある郷土料理等を当地域らしい食文化として提供するとともに、全日本かくれんぼ大会等体験、創作活動を組み入れた交流の促進を図ります。

#### (4) 地域内産業連携の推進

地域産業の状況を見ると、農業や漁業等の第1次産業はそれぞれの協同組合を通じて産品を集出荷し、工業は各事業所、商業は店舗等の単位で生産や販売活動が展開されていますが、今後は本町の地域産業の要であり地域外から客を誘引することのできる観光・交流産業に着目し、産業間の連携を強めることが必要です。

地域の総合的な活性化のためには、地域の産業である第1次、2次、3次産業相互の支援が求められ、業種横断的な組織の設立等農林業、漁業及び商工業や観光産業の重層的な連携強化を図ります。水系上流の広葉樹育成による森・川・海の再生プランにより水質の再生を図り、漁業資源の育成に努めます。

また、地域内で生産された農林産品、水産品及び加工品などを地域内で提供・消費できるシステムづくりとともに、地域内外への情報発信の手法であるイベント開催を通じて、観光・交流産業との連携を強化します。

さらに、アグリツーリズムやマリナーツーリズムの展開による農林漁業体験等の多様な交流を創出します。

#### (5) 雇用対策の推進

過疎対策やまちの活性化には、若者定住が基本となることから、雇用問題は最も重要な課題であり、地域内の各産業間の連携強化により、働く場と所得の確保の施策を積極的に展開します。各事業所の求人活動への支援や新規就農の斡旋、林業、漁業への就業機会づくりを進めるとともに、各種職業訓練活動を支援します。

また、新たな雇用を創出するための広域連携、企業誘致や高齢社会という新たな社会ニーズに対応した生活産業等の起業への支援を促進するなかで、新規学卒者をはじめとする定住対策の強化や都市生活者のU I Jターン受け入れ体制の充実に努めます。

子育てや介護環境と雇用環境が整った地域づくりを進め、農林水産業等の後継者育成などにシルバーパワーの発揮される地域づくりを推進するとともに、シルバー人材センターの機能充実などにより高齢者の経験、技能が生かされる就労の拡大、障害者がいきいきと働くことのできる生産活動の場づくりに努めます。

さらに、冬季就労対策において、但馬杜氏の伝統を守る酒造従事者の技能の研鑽や後継者確保への支援を行い、能力発揮の場の確保に努めます。

**\* グリーンツーリズム**

農村部の自然や文化を活かし、日帰りのアウトドアレジャーや市民農園、宿泊滞在等様々な活動を行うこと。

**\* U I Jターン**

Uターン：出身地から地域外へ進学や就職のため都会に出た後、出身地に戻る。

Iターン：出身地にかかわらず、住みたい地域を選択し移り住む。

Jターン：出身地から地域外へ進学や就職のため都会に出た後、出身地の近隣地域に戻る。

**\* H A C C P**

Hazard Analysis Critical Control Point の略。食品の品質管理の手法で、食品の製造工程全般を通じて危害の発生原因を分析し、重要管理事項を定め、より一層の安全確保を図る科学的管理法。

**\* ニッチ産業**

隙間産業ともいう。ニーズがありながらいままでそれに供給がなかった市場を狙った産業のこと。

**\* S O H O**

Small Office Home Office の略。一般的には在宅でパソコンを使って仕事を行うスタイルのことで、ADSL や光ファイバなどブロードバンドの普及や大不況の影響で、少しずつ雇用形態が変化してきたことが、SOHO の始まりと言える。

**\* サテライトオフィス**

市街地に置かれた本社を中心に衛星（サテライト）のように、周辺の住宅地に設けた小さな分散型のオフィスのことをいう。通勤時間が短縮でき、精神的にゆとりを持って仕事ができるなどの利点がある。

**\* コミュニティビジネス**

地域住民が地域を活性化したり、地域の課題を解決するために有償で自ら取り組んでいる業者。

**\* エコツーリズム**

“ エコロジカルなツーリズム ” を意味する言葉。訪問先の自然環境を破壊することなく、その土地特有の自然・生活文化などの資源を持続させていくような旅行の概念。

**\* V I C S**

Vehicle Information and System の略。ドライバーが走行をする際に、各経路の渋滞状況、所要時間情報などの交通情報をすばやくカーナビに提供するデジタルデータ通信システム。

**\* アグリツーリズム**

アグリ（農業、体験）とツーリズム（旅行）を表す言葉でヨーロッパを中心に長いバカンスをただ保養するだけではなく環境問題や農業問題を共に考え労働を提供する活動。

\* マリン・ツーリズム

「マリン (marine): 海の、海浜の」と「ツーリズム (tourism): 旅行」を合わせた言葉。都市をはじめとした地域外の人々が漁村地域を訪れ、海や渚、漁村の生活活動や文化にふれながら、自然とのふれあいや地域との人々との交流を楽しむ余暇活動。

#### 4．地域資源を生かした活力づくり（産業振興と雇用確保）

主要施策名	主な事業の概要
農林水産業の振興	農業生産基盤整備の推進
	集落営農組織の充実と後継者育成
	「小さなブランド品」づくり
	安全・安心で味わいある農産物の契約栽培の推進
	農地の保全対策の推進
	グリーンツーリズム活動の推進
	有害鳥獣対策の推進
	但馬牛の生産振興と有機農業の連携促進
	つくり育てる漁業の推進
	漁場の資源育成と秩序の確立
	漁業経営基盤の整備と担い手の育成・確保
	水産物の加工・流通体制の整備
	内水面漁業の育成
	林業生産、加工、流通対策の推進
うるおいのある豊かな森林づくり	
商工業・地場産業等の振興	商店街の活性化対策の推進
	商業集積と雇用確保の推進
	商工会の運営強化と経営指導活動等への支援
	地場産業の育成強化
	製造業の付加価値化の推進
	社会ニーズに対応した新産業づくり
観光関連産業の振興	海・山・温泉の町内観光ルートの整備
	但馬内等広域周遊ルートの整備
	四季型、滞在型観光への基盤づくり推進
	体験交流型観光の振興
	健康保養型観光の振興



主要施策名	主な事業の概要
	観光情報発信体制、PR 活動の充実と案内板等の整備
	観光の地域波及効果拡大対策の推進
	食文化をテーマにした観光交流の拡大
	観光協会等組織の整備拡充
地域内産業連携の推進	商業と観光産業との連携強化
	商業・観光産業と第 1 次産業との連携強化
	広域的視野に立った産業振興方策の検討
	業種横断的な組織づくり
	新しい産業連携イベントの創出・支援
雇用対策の推進	雇用拡大等への支援拡充
	企業誘致の推進と起業活動への支援
	U I J ターンの就職支援体制の強化
	子育てや介護と働きがいのある環境づくり
	生涯現役の雇用づくり
	伝統的・高度能力技術者の育成

## 5 . 利便性とうるおいのあるまちの器づくり（都市基盤の整備・充実）

新町は、近畿と山陰の結節点であり、歴史・風土、文化、産業が相互に密接に関連するなかで、近畿と山陰の連携を促進する拠点地域であり、また、鳥取市と豊岡市の間にも位置し、地域高規格道路鳥取豊岡宮津自動車道等の交流基盤の強化によって日本海国土軸及び T・TAT 地域連携軸形成の重要な役割を担っています。

豊かな自然環境を生かしながら、個性と特色ある 2 つの地域の優れた特性を發揮し、均衡ある発展を図るため、2 つのふるさと核を拠点として機能性の高い都市基盤づくりを進めます。

また、岸田川ふるさと核連携交流軸により地域全体が魅力ある都市機能を備えるため、道路・鉄道・バス等の道路交通体系や情報通信基盤の整備充実を図ります。

さらに、住民生活の利便性、快適性、安全性の向上に努め、土地区画整理や公共施設の適正配置、魅力と個性ある景観形成の推進、防災に配慮した安全性の高い生活環境の整備やふれあい空間の創出など都市構造の強化、発展に積極的に取り組みます。

### （1）幹線道路・鉄道等交通網の整備

環日本海時代の到来に対応した活力ある地域づくりをめざし、国、県道等の幹線道路網の整備拡充とともに、日本海側の高速交通体系の構築を担う地域高規格道路鳥取豊岡宮津自動車道の整備を促進します。

また、地域高規格道路の整備と国、県道のバイパス化とあわせて、景観に配慮した人にやさしく、親しまれる「道づくり」を進め、市街地環境整備や地域活性化の促進等、道路を生かしたまちづくりを展開します。そして、都市計画区域における市街地道路、産業振興関連道路などの整備とともに各地域間を連絡する道路網及び生活道路の整備拡充に努めます。

一方、鉄道は観光振興、少子高齢社会における地域生活者の足として重要であり、但馬の西玄関として JR 山陰線、智頭線との連携充実、スーパーはくとの乗り入れ、JR 山陰本線城崎以西の電化や余部鉄橋の早期改良へ広域的な連携を推進します。

さらに、鉄道駅ターミナル整備によりバス・自動車等とのネットワークの強化と玄関機能の整備を進めます。

### （2）公共交通サービスの充実

住民の利便性確保や広域的な地域間交流を活発化するため、鳥取空港の運行便の充実などを要望するとともに、但馬空港の利用促進、ヘリポートの活用促進等を展開し、交通手段の多様な地域づくりを促進します。

また、近距離公共交通機関である路線バスは、地域生活に密着した交通手段として、利用促進運動によりその路線確保に努めるとともに、2 町を結ぶネットワークの強化に努めます。

さらに、住民のコミュニティバスについては、路線バスを補完する観点から適切な運行に努め、さらに、高齢社会に対応した福祉バス・タクシーなど総合的交通政策を推進します。

### (3) 市街地環境の整備

都市計画マスタープランなどにに基づき、地域全体の連携、交流を促進するための都市的機能の充実強化に努めます。駅周辺整備、土地区画事業等市街地の再整備や空閑地の活用により、適切な開発誘導等を通じ、防災性にも配慮した良好な市街地形成を図ります。

また、中心市街地において、やすらぎの居住空間の創出をはじめ、楽しくにぎやかな商業空間の整備、文化・レクリエーション空間の充実、観光地の景観形成など、中心市街地として個性と魅力ある環境を築きます。

公共施設については、住民の利便性に配慮し、施設機能の充実と施設間連携の強化を図るため、適正な配置に努めます。

### (4) 景観形成の推進

自然と調和した魅力ある住風景を生かした美しいまちづくりを推進するため、春來川や味原川周辺などで住民の景観への意識などの状況を考慮し「景観形成地区」の指定を検討し、歴史的な建物や住宅街、商店街、土地区画整理事業対象地域など重点的に街並み景観の形成を図る必要がある区域については、うるおいのある景観の誘導を進めます。

また、湯村温泉ライトアップ事業により、幻想的な夜間景観を創り出し、賑わいとやすらぎを与え、観光客誘致や地域の活性化を図ります。

さらに、屋外広告物や公共標識などの景観との調和を図るため、地域高規格道路鳥取豊岡宮津自動車道や国、県道等の広域幹線道路の整備などに伴うサイン計画を推進し、様々な施設立地に対応して、基準に合ったものになるよう指導・助言を行うとともに誘導標識等のデザインの統一化、集約化を図ります。

### (5) 情報・通信基盤の整備

新町における行政サービスの効率化と住民の利便性、安全性向上のため電子自治体の構築、災害対応総合情報ネットワークシステムの確立等、高度情報化に対応した情報基盤の体系的な整備を推進するため、本庁と支所間をはじめ、公共施設等の光ファイバによる高速大容量のネットワークを構築します。

また、高齢者世帯の増加等今後予想される需要を考慮し、一方的な情報伝達のみならず、双方向のシステムとしてケーブルテレビ事業を全町に広げ地域情報基盤の整備促進に努めるとともに、インターネットを活用した情報発信とサービス提供を充実させ、住民生活の質の向上につながるネットワークを構築します。

一方、防災的な観点からも、ラジオ放送、携帯電話等の難聴エリアの解消対策を推進します。

\* コミュニティバス

地域住民の利便向上等のため一定地域内を運行する地域密着型のバスで、車両仕様、運賃、ダイヤ、バス停位置等を工夫したバスサービス。

\* サイン計画

公共施設への案内標識を都市空間の重要な構成要素として位置づけるとともに、都市景観の向上に資するよう、体系的に整備を進める計画。

\* 電子自治体

行政が行う許認可などの行政手続きをインターネット上で行うこと。

5 . 利便性とうるおいのあるまちの器づくり（都市基盤の整備・充実）

主要施策名	主な事業の概要
幹線道路・鉄道等交通網の整備	都市計画街路等幹線道路網の整備
	高規格道路網の整備促進
	国道9号、178号の整備促進
	景観に配慮した人にやさしい「道づくり」
	生活道路の整備推進
	鉄道輸送の充実（余部鉄橋の整備、電化促進等）
	駅周辺・広場等の整備
公共交通サービスの充実	鳥取空港の増便要請と但馬空港、ヘリポートの活用促進
	バス路線の確保拡充
	町民バスの運行拡充
	交通不便地域対策の推進
市街地環境の整備	土地区画整理事業の推進
	中心市街地整備計画の推進
景観形成の推進	美しいまちづくりの推進
	歴史的施設、景観の保全
	サイン計画の推進
情報・通信基盤の整備	高速通信基盤の整備拡充
	インターネット、CATV等の双方向性情報網の整備
	携帯電話等移動体通信エリアの拡充対策の推進
	テレビ、ラジオ難視聴対策の推進

## 6 . 海・山・温泉を生かした住み良い環境づくり（生活環境の整備・充実）

豊かな自然環境の中で、快適で利便性の高い生活が営め、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進します。

上下水道の整備、ごみの減量化やリサイクル、省資源対策等の促進により、環境の保全に努めます。また、集落内道路改良など生活環境整備を進め、救急、消防活動等の対応強化を図るとともに、生活の安全を確保するため、交通安全対策や防犯対策を拡充します。特に、新町全域に対応した防災機能の強化、消防救急体制の充実に努め、施設・機器・資材の整備、情報ネットワークの拡充、各種訓練活動の促進を図ります。

また、新町は海岸部が山陰海岸国立公園、山岳部が氷ノ山後山那岐山国定公園、但馬山岳県立自然公園に指定され、全国でも優れた自然環境を有しています。季節感、生命感あふれる多彩な自然と人々が共生できる、美しい、うるおいのある郷土づくりを推進します。

さらに、水源涵養、環境保全、災害防止などの公益的機能を有する森林、棚田などを維持するため、中山間地域をはじめとした農林業の振興に努めるとともに、県の風景形成地域に指定された海岸沿線や河川流域の環境の保全に万全を期していきます。

### （１）住環境・生活関連施設の整備

公営住宅については、居住機能の向上を含め公営住宅整備計画に基づき、計画的な整備に努めます。また、土地区画整理事業等の推進により、住宅適地の選定や民間住宅の建設を誘導・促進していくとともに、定住促進を図るため、分譲宅地の造成を推進するなかで、民間住宅団地の開発については、良好な住環境を保つよう指導していきます。

特に、バリアフリーの推進をはじめ、高齢社会にふさわしい住宅の改良を支援し、快適で安全性の高い住環境づくりに努めます。

さらに、公園緑地等の公共空間は安らぎとコミュニティ形成の場であり、防災的見地からも有用であるため、市街地及び集落内の遊休地などの未活用空間や既存緑地空間の保全・整備を図ります。

### （２）上下水道等の整備

水需要に対応した水道施設の整備、水質管理の徹底を図るとともに、水資源の保全、確保により、安定的な給水事業を展開します。

また、公共下水道事業等生活排水処理対策については、計画的な事業推進と適正な維持管理を行い、衛生的で快適な生活環境や公共用水域の水質保全に努めます。

さらに、温泉配湯の長期的な安定確保を図るため、既存温泉源の保護、配湯施設の維持管理に努めます。

### ( 3 ) 衛生環境の充実と美化運動の推進

ごみの減量とリサイクル推進のため、ごみ分別の統一を図り、再利用・資源化に努めるとともに、農林水産業における堆肥や残渣等の地域資源循環活用システムの導入を促進します。

また、ごみ、し尿の収集処理の効率化を図るとともにごみ・汚泥処理の広域化について北但地域の関係市町と連携し、その実現を図ります。

さらに、住民への啓発による住民意識の高揚と花いっぱい運動などの自主的な地域ぐるみの活動の推進を支援するとともに、住民総参加によるクリーン作戦の展開、不法投棄の廃絶など美化運動の積極的展開と合わせて、公害のない、環境にやさしいまちづくりを推進します。

### ( 4 ) 消防防災・交通安全・防犯等の推進

新町での防災体制を強化するため、危機管理、災害対応能力の優れた防災センター機能等を整備し、備蓄、避難施設、救援・救護体制の充実、自主防災組織との連携強化を図り、防災行政無線等情報施設については、将来的な統合計画を策定するなどケーブルテレビ事業とあわせて防災ネットワークを拡充します。

また、自然災害に強いまちづくりに努め、地すべり防止対策などを促進するとともにパトロールの強化、広報等による防災意識の高揚を図ります。

さらに、消防力の充実に努め、消防署と消防団の連携強化、消防施設、緊急通信指令システム等の整備を推進します。

域内の交通量の増加に対処し、歩道の整備など総合的な交通安全対策を進めるとともに、沿岸をはじめ地域の防犯体制を強化し、住民が安全で安心して暮らせるまちづくりに努めます。

### ( 5 ) 自然環境の保全と活用

世界自然遺産登録の国内候補に上げられた山陰海岸をはじめ国立公園、国定公園等の貴重な自然環境の保全に努めます。地球環境問題を見据え、健康と自然浴ができるまちづくりをめざし、住民の身近な活動に視点をあて、地熱等自然エネルギーや深層水などの活用の検討を含め環境にやさしい生活スタイルを構築するとともに、自然公園に親しむ運動や自然公園指導員の育成をはじめ、環境を守り、次代へ引き継ぐ自然保護活動を積極的に展開します。

また、数多くの天然記念物や名勝の保全に努めるとともに、巨木や名木、ブナやバイカモをはじめ稀少種の野生動植物の観察、保護等に努め、内外の保護活動の交流を促進します。

さらに、自然公園を舞台にし、公園内の交流施設での体験学習を通して、人と自然の共生を学ぶ取り組みを拡充します。

自然景観の保全については、住民が長年にわたり手入れし、慣れ親しんできた森林、田畑、河川、海岸環境の機能維持と景観保全活動を促進します。

また、県の風景形成地域に指定された海岸部の景観保全や、美しい環境のなかで昔のふるさとが再発見できるような都市部との交流の場づくりと連携しながら、“自分のまちは自分が創る”を合い言葉に住民のコンセンサスを深め、ボランティア意識や互助精神の育成を進め、住民主体とともに築く郷土づくりを推進します。

国土保全については、美しい国土を保全し、緑豊かなうるおいのあるまちづくりを推進するため、治山・治水事業を促進し、森林の適正な維持管理に努めるとともに、多様な生態系を育む広葉樹林などの育成、自然体系に配慮した水辺環境の形成や親水空間の整備に努めます。



6 . 海・山・温泉を生かした住み良い環境づくり（生活環境の整備・充実）

主要施策名	主な事業の概要
住環境・生活関連施設の整備	公営住宅の整備推進
	宅地造成等の推進
	快適な住宅ゾーンの形成
	公園、緑地の整備
上下水道等の整備	水資源の安定確保の推進
	水道施設の整備・充実
	公共下水道等生活排水処理施設の整備推進
	温泉配湯の充実
衛生環境の充実と美化運動の推進	ごみ処理の広域化の推進
	ごみの分別収集の推進とリサイクルの推進
	ごみ・し尿収集処理の効率化
	花いっぱい運動や環境美化運動の推進
消防防災・交通安全・防犯等の推進	防災センター機能の充実
	防災情報施設等の整備拡充
	自主防災組織の育成
	消防・救急体制の充実
	消防施設整備の推進
	交通安全対策の推進
	防犯体制の充実

主要施策名	主な事業の概要
自然環境の保全と活用	山陰海岸国立公園、氷ノ山後山那岐山国定公園、但馬山岳県立自然
	公園の環境保全の推進
	山陰海岸国立公園の世界自然遺産登録の推進
	地熱等のエネルギー開発研究と深層水の活用推進
	自然公園に親しむ活動の推進
	自然公園指導者の育成
	名勝、天然記念物、巨木、名木等の保護
	但馬海岸の風景形成地域の保全
	棚田景観や森林環境、水辺環境の保全
	治山、治水事業の促進
	森林の維持管理の推進
	多様な生態系を育む広葉樹林の育成
	自然体系に配慮した河川公園等の整備

## 7. 自立した自治体経営のしくみづくり（行政改革の推進）

地方分権化を含め多様化・高度化する行政需要に対応するため、行政能力を強化し、自主財源の確保に努め、新町の財政基盤強化を図ります。

「住民が主人公」を基本に、行政改革を積極的に推進し、最少の経費で最大の効果を生む効率的な事業の執行に取り組みます。

また、行政の透明性の拡大や説明責任など住民から信頼される行財政運営を進めます。

### （1）地方分権の推進

新町は、住民に身近なサービスを提供する基礎自治体として総合的な行政を展開し、地方分権を確立するため、より一層自立性の高い地域社会づくりに努めます。

地方分権における自治体の権限と責任の拡大に向けた行財政能力の向上を図るため、職員の政策立案能力の向上を図り、多様化、高度化する行政事務に的確に対応できる専任の職員配置等による高度な行政サービスの提供に努めます。

また、行財政の省力化・効率化への対応や住民の求める利便性、迅速性に的確に対応するため、コンピュータネットワークなどによる電子自治体づくりを進めます。

さらに、町域が広がることに伴い、住民の声を行政に的確に反映するため、支所を新町の地域経営にふさわしい組織・体制とするなど、地域の課題については、支所において解決する現地解決型の支所機能の確立に努め、意思決定の迅速化を図ります。

### （2）行財政改革の推進

合併によりもたらされる管理部門の集約化や広域的視点からの公共施設の有効活用や適正配置等効率的な財政運営による経費削減を行い、将来にわたる安定した行政サービスの提供が可能な財源を確保し、行財政基盤の拡充を進め、地域の持続的発展を図ります。

そのために、行政評価の推進、行政機構の合理化、弾力的な行政システムへの改革を進めます。

また、少子高齢社会への対応や複雑多様化した住民ニーズを的確に把握し、重点的、効果的な施策展開を行います。

さらに、新町においても、町域を越えた行政需要に対応するため、近隣市町と連携協力して一部事務組合などによる幅広い広域行政を進め、効率的な事務執行を推進します。

### （3）情報公開の推進

広報・広聴活動の充実や情報の公開と個人情報の保護を図るほか、行政手続きの簡素化、透明化を進め、参画と協働のまちづくりの一層の推進を図ります。

また、住民の代表として地方自治の推進を図る議会活動において、公聴活動等の積極的展開に

より、広く住民の意識をまちづくりに反映します。

7. 自立した自治体経営のしくみづくり（行政改革の推進）

主要施策名	主な事業の概要
地方分権の推進	自主・自律の行政能力の向上と専任的な業務体制整備
	職員の能力開発の推進
	自治体情報の電子化の推進
	支所機能の充実
行財政改革の推進	施設の有効活用
	財政運営の効率化と持続的発展のできる行財政基盤の確立
	行政評価制度の導入と行政組織、機構の改革推進
	広域行政の推進
情報公開の推進	個人情報保護、情報公開制度の推進
	地方自治を推進する議会活動の強化

協議第33号

地方税の取扱い(その2)について

地方税の取扱い(その2)について提出する。

平成16年5月19日提出

浜坂町・温泉町合併協議会

会長 中村政行

協定項目	9	地方税の取扱い(その2)について
入湯税については、合併時に統一する。税率は、1人1日150円とする。		

平成 年 月 日確認・継続審議

事務事業調整報告書

協議項目	9 地方税の取扱い(その2)	税務部会									
協議細目	入湯税										
<p>1. 課題、問題点等</p> <p>入湯税の税率は、2町とも標準税率の1人1日150円を適用していますが、温泉町のみ修学旅行等の学生、生徒で10人以上の入湯客については1人1日80円という税率を設けているため調整が必要となります。</p> <p>温泉町の80円という税率は、温泉地としての特徴ともいえますが、近隣の温泉地においても例がなく、又負担公平の原則の観点から、合併後は特例を設けずに標準税率のみとすることが適当と思われます。</p> <p>納期については、2町で差異がないため現行のまま引き継ぐことが適当と思われます。</p> <p>2. 調整方針</p> <p>(1) 入湯税については、合併時に統一する。税率は、1人1日150円とする。</p> <p>3. 事務事業現況比較表(入湯税)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>浜坂町</th> <th>温泉町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>税率</td> <td>1人1日 150円</td> <td>1人1日 150円 修学旅行等の学生、生徒で10人以上の入湯客については80円</td> </tr> <tr> <td>納期</td> <td>毎月15日までに前月分を申告納付</td> <td>毎月15日までに前月分を申告納付</td> </tr> </tbody> </table>			項目	浜坂町	温泉町	税率	1人1日 150円	1人1日 150円 修学旅行等の学生、生徒で10人以上の入湯客については80円	納期	毎月15日までに前月分を申告納付	毎月15日までに前月分を申告納付
項目	浜坂町	温泉町									
税率	1人1日 150円	1人1日 150円 修学旅行等の学生、生徒で10人以上の入湯客については80円									
納期	毎月15日までに前月分を申告納付	毎月15日までに前月分を申告納付									

参考資料

地方税の取扱いに関する法令

【地方税法(抜粋)】

(入湯税)

第701条 鉱泉浴場所在の市町村は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興(観光施設の整備を含む。)に要する費用に充てるため、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に入湯税を課するものとする。

(入湯税の税率)

第701条の2 入湯税の税率は、入湯客1人1日について、150円を標準とするものとする。

協議第34号

総務関係事務事業の取扱い(その1)について

総務関係事務事業の取扱い(その1)について提出する。

平成16年5月19日提出

浜坂町・温泉町合併協議会

会長 中村政行

協定項目	23 - 2	各種事務事業の取扱い 総務関係事務事業の取扱い(その1) について
指定金融機関は、現行のまま新町に引き継ぐ。		

平成 年 月 日確認・継続審議



事務事業調整報告書

協議項目	23-2 総務関係事務事業の取扱い(その1)	総務部会
協議細目	指定金融機関等の取扱い	
<p>1. 課題、問題点等</p> <p>市町村は、公金の収納又は支払の事務を取り扱わせるため金融機関を指定することができることとなっています。(地方自治法第235条)</p> <p>2町においては、収納及び支払の事務を取り扱う指定金融機関並びに収納及び支払の事務の一部を取り扱う指定代理金融機関は同じですが、収納の事務の一部を取り扱う収納代理金融機関に差異があるため合併までに調整する必要があります。</p> <p>指定金融機関については、役場内への派出、住民の利便性、業務の効率化及び新町への円滑な移行を勘案すると、現行のまま新町に引き継ぐことが適当と思われる。</p>		
<p>2. 調整方針</p> <p>(1) 指定金融機関は、現行のまま新町に引き継ぐ。</p>		
<p>3. 事務事業現況比較表(指定金融機関等)</p>		
項目	浜坂町	温泉町
指定金融機関	但馬銀行	但馬銀行
指定代理金融機関	たじま農業協同組合	たじま農業協同組合
収納代理金融機関	但馬信用金庫浜坂支店 鳥取信用金庫浜坂支店 みなと銀行香住支店 兵庫県信用漁業協同組合連合会	但馬信用金庫 鳥取信用金庫 みなと銀行 たじま農業協同組合
指定・変更・解除の方法	指定金融機関 議会の議決を経て告示  指定代理金融機関、収納代理金融機関 あらかじめ指定金融機関の意見を聴いて決定し告示	指定金融機関 議会の議決を経て告示  指定代理金融機関、収納代理金融機関 あらかじめ指定金融機関の意見を聴いて決定し告示

指定金融機関等の取扱いに関する法令

【地方自治法（抜粋）】

（金融機関の指定）

第 2 3 5 条

- 2 市町村は、政令の定めるところにより、金融機関を指定して、市町村の公金の収納又は支払の事務を取り扱わせることができる。

【地方自治法施行令（抜粋）】

（指定金融機関等）

第 1 6 8 条

- 2 市町村は、地方自治法第 2 3 5 条第 2 項の規定により、議会の議決を経て、1 の金融機関を指定して、当該市町村の公金の収納及び支払の事務を取り扱わせることができる。
- 3 普通地方公共団体の長は、必要があると認めるときは、指定金融機関をして、その取り扱う収納及び支払の事務の一部を、当該普通地方公共団体の長が指定する金融機関に取り扱わせることができる。
- 4 普通地方公共団体の長は、必要があると認めるときは、指定金融機関をして、その取り扱う収納の事務の一部を、当該普通地方公共団体の長が指定する金融機関に取り扱わせることができる。
- 5 指定金融機関を指定していない市町村の長は、必要があると認めるときは、収入役をして、その取り扱う収納の事務の一部を、当該市町村の長が指定する金融機関に取り扱わせることができる。
- 6 第 2 項の規定により収納の事務の一部を日本郵政公社に取り扱わせる場合においては、郵便振替法第 5 8 条に規定する公金に関する郵便振替の方法により取り扱わせるものとする。
- 7 第 1 項又は第 2 項の金融機関を指定金融機関と、第 3 項の金融機関を指定代理金融機関と、第 4 項の金融機関を収納代理金融機関と、第 5 項の金融機関を収納事務取扱金融機関という。
- 8 普通地方公共団体の長は、指定代理金融機関又は収納代理金融機関を指定し、又はその取り消しをしようとするときは、あらかじめ、指定金融機関の意見を聴かなければならない。
- 9 普通地方公共団体の長は、指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関又は収納事務取扱金融機関を定め、又は変更したときは、これを告示しなければならない。

（指定金融機関の責務）

- 第 1 6 8 条の 2 指定金融機関は、指定代理金融機関及び収納代理金融機関の公金の収納又は支払の事務を総括する。
- 3 指定金融機関は、普通地方公共団体の長の定めるところにより担保を提供しなければならない。

福祉関係事務事業の取扱い(その2)について

福祉関係事務事業の取扱い(その2)について提出する。

平成16年5月19日提出

浜坂町・温泉町合併協議会

会長 中村 政 行

協定項目	23 - 8	各種事務事業の取扱い 福祉関係事務事業の取扱い(その2) について
<p>1. 母子・父子福祉事業</p> <p>(1) 婦人共励会事業 婦人共励会については、平成17年度から統合する。 補助金については、他団体との均衡を確保した上、平成17年度から温泉町の例により統一する。</p> <p>2. 高齢者福祉事業</p> <p>(1) 老人クラブ事業 単位老人クラブの組織は、現行のまま新町に引き継ぐ。 単位老人クラブへの補助金については、平成17年度から県の補助基準額の範囲内で調整する。ただし小規模老人クラブについては、県の補助基準額の3分の1の範囲内とする。 老人クラブ連合会の組織については、平成17年度から統合し、補助金については、平成17年度から県の補助基準額の範囲内で調整する。</p> <p>(2) 長寿祝金等支給事業 長寿祝金等支給事業については、平成17年度から再編する。 支給対象者は百寿者のみとし、温泉町の長寿・米寿祝金は、廃止する。</p> <p>(3) 金婚夫婦祝福事業 金婚夫婦祝福事業については、合併時に浜坂町の例により統一する。</p> <p>(4) 長寿等祝福事業 長寿等祝福事業については、平成17年度から再編する。 最高齢者(男女)、最高齢夫婦への祝品については、廃止する。 県長寿祝金支給事業対象者への祝品配布対象者は、米寿者のみとする。</p>		

平成 年 月 日確認・継続審議

事務事業調整報告書

協議項目	23-8 福祉関係事務事業の取扱い(その2)	健康福祉部会
協議細目	母子・父子福祉、高齢者福祉	
<p>1. 課題、問題点等</p> <p>&lt;母子・父子福祉事業&gt;</p> <p>(1) 婦人共励会事業</p> <p>母子家庭の母及び寡婦の自立促進を図り、その福祉の向上に資する活動を支援するため2町とも団体への助成を行っています。</p> <p>2町を比較すると、浜坂町は郡婦人共励協議会への負担金のみで、町婦人共励会へは助成していませんが、温泉町では郡婦人共励協議会の負担金を含め町婦人共励会に補助金を交付しているため調整が必要となります。</p> <p>2町の婦人共励会については、同じ目的の組織のため、平成17年度から統合することが適当と思われます。</p> <p>助成金については、新町婦人共励会への「補助金」と郡婦人共励協議会への「負担金」を分けることが適当と思われます。</p> <p>新町婦人共励会への補助金については、他団体との均衡を図る必要がありますが、平成17年度から温泉町の例により統一することが適当と思われます。</p> <p>&lt;高齢者福祉事業&gt;</p> <p>(1) 老人クラブ事業</p> <p>老人クラブは、高齢者の知識及び経験を生かし、生きがいと健康づくりのための多様な社会活動を通じ、老後の生活を豊かなものにするるとともに明るい長寿社会づくりに資することを目的としています。</p> <p>現在、2町のクラブ数は75団体、会員数は3,714人で住民の約2割が参加し活動を行っており、町としても会員が自主的かつ積極的に参加できる事業の実施に努め、それら活動に対し適当な援助を行っています(老人福祉法第13条)が、運営については、会員により自主的に行うこととされています。</p> <p>単位老人クラブは同一の事務であり、現在及び将来の長寿社会を勘案すると、現行のまま新町に引き継ぐことが適当と思われます。</p> <p>2町の老人クラブ連合会については、その目的が同じであるため合併後最初の年度から統合することが適当と思われます。</p> <p>単位老人クラブへの補助金については、県補助対象クラブ(会員数50人以上)は、県補助基準単価の106,560円(単位クラブ助成事業分46,560円・活動強化推進事業分60,000円)の範囲内とし、県補助対象外の小規模クラブ(50人未満)については、県補助対象クラブへの補助率が2/3であることから、その補助基準単価の1/3の範囲内とすることが適当と思われます。</p> <p>老人クラブ連合会への補助金については、県補助基準(会員数×72円+194,000円+〔特別事業・健康づくり事業分〕)とすることが適当と思われます。</p> <p>(2) 長寿祝金等支給事業</p> <p>長寿祝金等支給事業は、永年にわたって健康の保持に努め、勤労に励み、社会に参加した長寿者に対して、その長寿を祝福するとともに町民の敬老思想の高揚を図ることを目的に行われています。</p> <p>2町の祝金等支給事業については、浜坂町は百寿(100歳)のみを対象としており、温泉町は長寿(80歳)、米寿(88歳)、百寿(100歳)を対象としており、又、支給金額についても差異があるため調整が必要となります。</p> <p>対応策としては、他の同様の祝福事業を一体的に勘案する中、又、平均寿命の高齢化を考慮し、平成17年度から支給対象者を百寿者(100歳)のみとし、温泉町の長寿(80歳)・米寿(88歳)祝金は廃止することが適当と思われます。</p> <p>祝品・支給要件・支給日・支給方法については温泉町の例により調整することが適当と思われます。</p>		

事務事業調整報告書

協議項目	23-8 福祉関係事務事業の取扱い(その2)	健康福祉部会
協議細目	母子・父子福祉、高齢者福祉	

(3) 金婚夫婦祝福事業

結婚50年を迎える夫婦を顕彰又は招き、長寿と繁栄を祝うことを目的に実施しています。

浜坂町では、毎年5月に豊岡市で開催される民間主催の金婚夫婦祝福表彰式への送迎と併せて記念品を配布していますが、温泉町では、毎年11月に金婚夫婦を祝う会を開催し、式典、講演、記念品の贈呈を行っています。

2町において事業内容が異なるため調整の必要がありますが、豊岡市での祝福表彰式には近隣の市町も参加していることなどから、合併後は浜坂町の例により実施することが適当と思われる。

(4) 長寿等祝福事業

多年にわたり社会につくしてきた老人を敬愛し、長寿を祝うとともに、その福祉の増進に寄与することを目的とする県の長寿祝金支給事業に併せ、町独自でも祝品等を配布しています。

県長寿祝金支給対象者及び米寿者への祝品配布については2町とも同様に実施していますが、浜坂町では、最高齢者及び最高齢夫婦にも祝品を配布しているため調整が必要となります。

調整に際しては、他の同様の祝福事業を一体的に勘案し、合併後は、最高齢者、最高齢夫婦祝品は廃止し、県長寿祝金支給対象者への町独自分を米寿者(数え88歳)への祝品のみとすることが適当と思われる。

(平成17年度からの県祝金支給事業対象者年齢変更により米寿者・百寿者と重なるため)  
(参考)

県長寿祝金の支給方法(金額)は経過措置の終了する平成17年度に見直し  
 現行(H15・H16) 87歳：2,000円 88歳以上：10,000円  
 改正(H17～) 88歳：30,000円 100歳：50,000円

2. 調整方針

<母子・父子福祉事業>

(1) 婦人共励会事業

婦人共励会については、平成17年度から統合する。

補助金については、他団体との均衡を確保した上、平成17年度から温泉町の例により統一する。

<高齢者福祉事業>

(1) 老人クラブ事業

単位老人クラブの組織は、現行のまま新町に引き継ぐ。

単位老人クラブへの補助金については、平成17年度から県の補助基準額の範囲内で調整する。ただし小規模老人クラブについては県の補助基準額の3分の1の範囲内とする。

老人クラブ連合会の組織については、平成17年度から統合し、補助金については、平成17年度から県の補助基準額の範囲内で調整する。

(2) 長寿祝金等支給事業

長寿祝金等支給事業については、平成17年度から再編する。

支給対象者は百寿者のみとし、温泉町の長寿・米寿祝金は廃止する。

(3) 金婚夫婦祝福事業

金婚夫婦祝福事業については、合併時に浜坂町の例により統一する。

(4) 長寿等祝福事業

長寿等祝福事業については、平成17年度から再編する。

最高齢者(男女)、最高齢夫婦への祝品については、廃止する。

県長寿祝金支給事業対象者への祝品配布対象者は、米寿者のみとする。

事務事業調整報告書

協議項目	23-8 福祉関係事務事業の取扱い(その2)	健康福祉部会
協議細目	母子・父子福祉、高齢者福祉	
3 - 1 . 事務事業現況比較表(母子・父子福祉)		
区 分	浜坂町	温泉町
婦人共励会 事業	<組織> ・対象 母子家庭の母、寡婦 ・会員 H15年度 31人	<組織> ・対象 母子家庭の母、寡婦 ・会員 H15年度 55人
	<助成> 美方郡婦人共励協議会負担金 (H15年度 57,000円) 浜坂町婦人共励会補助金はなし	<助成> 温泉町婦人共励会補助金 (H15年度 139,000円) 美方郡婦人共励協議会負担金43,000円含む
	<事務局> 社会福祉協議会	<事務局> 社会福祉協議会

事務事業調整報告書

協議項目	23-8 福祉関係事務事業の取扱い(その2)	健康福祉部会
協議細目	母子・父子福祉、高齢者福祉	
3-2. 事務事業現況比較表(高齢者福祉)		
区分	浜坂町	温泉町
老人クラブ事業	老人クラブ助成事業	老人クラブ助成事業
	<p>&lt;組織&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象 おおむね60歳以上 同一小地域内に居住する者</li> <li>・クラブ数 H15年度 38団体</li> <li>・会員 H15年度 1,876人</li> </ul> <p>&lt;助成&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・単位老人クラブ</li> <li>・50人以上(県補助対象) 35団体 @108,600円(補助単価に2,040円の上乗せ)</li> <li>・50人未満(町単独補助) 3団体 @36,200円</li> </ul>	<p>&lt;組織&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象 おおむね60歳以上 同一小地域内に居住する者</li> <li>・クラブ数 H15年度 37団体</li> <li>・会員 H15年度 1,838人</li> </ul> <p>&lt;助成&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・単位老人クラブ</li> <li>・50人以上(県補助対象) 28団体 @106,560円</li> <li>・50人未満(町単独補助) 9団体 @39,000円</li> </ul>
長寿祝金等支給事業	百寿祝金支給事業	長寿祝金支給事業
	<p>&lt;対象&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・百寿祝金 満年齢100歳に達した者 (H15年度 1人)</li> </ul>	<p>&lt;対象&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・長寿祝金 満80歳に到達した者 (H15年度 85人)</li> <li>・米寿祝金 満88歳に到達した者 (H15年度 42人)</li> <li>・百寿祝 満100歳に到達した者 (H15年度 0人)</li> </ul>
	<p>&lt;祝金等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・百寿祝金(30万円)・祝品(額)</li> </ul>	<p>&lt;祝金等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・長寿祝金 5千円</li> <li>・米寿祝金 10千円</li> <li>・百寿祝 祝品(金杯)及び祝状</li> </ul>
	<p>&lt;支給要件&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本町に居住してから引き続き15年以上経過し、現に本町に居住している者</li> </ul>	<p>&lt;支給要件&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・長寿・米寿祝金は住所を有する者</li> <li>・百寿祝は本町に居住してから引き続き10年以上経過し、現に引き続き居住している者</li> </ul>
	<p>&lt;配布日&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・100歳の誕生日</li> </ul>	<p>&lt;配布日&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・長寿祝金及び米寿祝金は、当該対象年齢に到達した日の月</li> <li>・百寿祝は100歳の誕生日</li> </ul>
	<p>&lt;配布方法&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町長が訪問</li> </ul>	<p>&lt;配布方法&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・長寿・米寿祝金は民生委員が月単位で配布</li> <li>・百寿祝は町長が訪問</li> </ul>

事務事業調整報告書

協議項目	23-8 福祉関係事務事業の取扱い(その2)	健康福祉部会
協議細目	母子・父子福祉、高齢者福祉	
3-2. 事務事業現況比較表(高齢者福祉)		
区分	浜坂町	温泉町
金婚夫婦 祝福事業	金婚夫婦祝福事業	金婚夫婦を祝う会
	<目的> 結婚50年を迎える金婚夫婦を顕彰する	<目的> 結婚50年を迎えた夫婦を招き、長寿と繁栄を祝う
	<対象> 町内在住の結婚50年を迎える夫婦 (H15実績 31組)	<対象> 町内在住の結婚50年を迎えた夫婦 (H15実績 31組)
	<申込方法> 夫婦の戸籍抄本を添付し申込用紙を提出 婚姻から50年を迎える夫婦については、 第三者の証明が必要	<申込方法> 申込用紙を届出
	<事業内容> 記念品を配付(3,000円相当のアルバム)	<事業内容> 式典、講演、記念品贈呈(@2,500円相当)
	<事業の共催> 社会福祉協議会(祝品:紅白饅頭)	<事業の共催> 社会福祉協議会(祝品:紅白饅頭)
	<実施時期> 5月	<実施時期> 11月
	<その他> 民間主催の金婚夫婦祝福表彰式(豊岡市) までの送迎(バス借上げ)とあわせて実施する	<その他> 民間主催の金婚夫婦祝福表彰式(豊岡市) への送迎は行っていない
長寿等祝福 事業	長寿祝福事業	敬老の日祝福事業
	<対象> 県長寿祝金支給事業対象者(H15対象者: 大正5年9月16日以前生 237人) 米寿者(H15対象者:大正5年1月1日~12 月31日生 39人) 最高齢者(男女各1人) 最高齢夫婦	<対象> 県長寿祝金支給事業対象者(H15対象者: 大正5年9月16日以前生 202人) 米寿者(H15対象者:大正5年1月1日~12月 31日生 43人)
	<祝品等> 2,000円分の商品券(浜坂町ニコニコ商品券) 米寿祝品セット〔額付記念写真(希望者のみ)・賞状・木盃・高砂(生菓子)〕 祝品(5,000円相当) 祝品(5,000円相当)	<祝品等> 2,000円相当の祝品(お茶) 米寿記念写真の贈呈〔写真撮影等は業者の厚志(希望者のみ):額縁は町負担〕
	<支給要件> 町に住所を有するもの	<支給要件> 町に住所を有するもの
	<配付日> 9月(敬老の日以前)	<配付日> 9月(敬老の日以前)
	<配付方法> 町長、助役、収入役、教育長、課長、健康福祉課職員、社協理事長・事務局長・職員の10班編成で該当者宅を訪問	<配付方法> 町長、助役、収入役、民生委員、保健福祉課・社会福祉協議会の職員で5班編成で該当者宅を訪問
	<事業の共催> 社会福祉協議会(祝品の一部負担)	<事業の共催> 社会福祉協議会(祝品の一部負担)



福祉関係事務事業の取扱いに関する法令

【老人福祉法（抜粋）】

（老人福祉の増進のための事業）

第13条 地方公共団体は、老人の心身の健康の保持に資するための教養講座、レクリエーションその他広く老人が自主的かつ積極的に参加することができる事業（以下「老人健康保持事業」という。）を実施するよう努めなければならない。

2 地方公共団体は、老人の福祉を増進することを目的とする事業の振興を図るとともに、老人クラブその他当該事業を行う者に対して、適当な援助をするように努めなければならない。

【兵庫県〔老人クラブ運営要綱〕（抜粋）】

1 目的

老人クラブは、高齢者の知識及び経験を生かし、生きがいと健康づくりのための多様な社会活動を通じ、老後の生活を豊かなものとするとともに明るい長寿社会づくりに資することを目的とする。

2 組織

(1) 会員の年齢は、おおむね60歳以上とする。ただし、老後の社会生活の円滑な展開に資するため、60歳未満の会員の加入を妨げないものとする。

(2) 会員は、クラブ活動が円滑に行われる程度の同一小地域内に居住する者とする。ただし、当該小地域を越える区域における活動形態別の組織化を妨げないものとする。

(3) 会員数は、おおむね50人以上とする。ただし、山村、離島などの地理的条件、その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

3 運営

(1) 老人クラブの運営は、会員により自主的に行われるものとする。

(2) 会員はクラブ活動費に充てるため、定期的に会費を納入するものとする。

【兵庫県〔長寿祝金条例〕（抜粋）】

（目的）

第1条 この条例は、老人に対して長寿祝金（以下「祝金」という。）を支給することにより、多年にわたり社会につきしてきた老人を敬愛し、長寿を祝うとともに、その福祉の増進に寄与することを目的とする。

（祝金の支給）

第2条 県は、毎年9月15日に、その日現在において、88歳以上の者で県の区域内に住所を有するものに対し、祝金を支給する。

（祝金の額）

第3条 祝金の額は、10,000円とする。

企画関係事務事業の取扱いについて

企画関係事務事業の取扱いについて提出する。

平成16年5月19日提出

浜坂町・温泉町合併協議会

会長 中村 政 行

協定項目	23 - 3	各種事務事業の取扱い 企画関係事務事業の取扱いについて
<p>&lt;交通対策&gt; 町営バス運行事業、ゆめぐりエクスプレス運行事業、地方バス等公共交通確保維持対策事業及び地方バス路線維持対策事業は、現行のまま引き継ぐ。ただし、町営バスの委託方法については、浜坂町の例により統一する。 鉄道対策事業は、浜坂町の例により引き継ぐ。 空港対策事業の但馬空港利用助成については、合併時に統一する。ただし、小学校の実施する社会見学等については浜坂町の例による。ヘリコプター利用助成については、温泉町の例により引き継ぐ。</p> <p>&lt;まちづくり団体&gt; まちづくり団体に対する支援制度は、合併後新たな制度を設ける。</p> <p>&lt;姉妹提携&gt; 姉妹提携町は、現行のまま引き継ぐ。</p> <p>&lt;広域連携&gt; 広域連携団体は、現行のまま引き継ぐ。ただし、美方郡活性化推進協議会は、平成16年度で廃止する。</p> <p>&lt;広報&gt; 広報誌は月1回、お知らせ版は月2回、予算説明書は年1回の発行とする。 行政放送は、合併時に再編する。</p>		

平成 年 月 日確認・継続審議

事務事業調整報告書

協議項目	23-3 企画関係事務事業の取扱い	企画部会
協議細目	交通対策、まちづくり団体、姉妹提携、広域連携、広報	
<p>1. 課題、問題点等</p> <p>&lt; 交通対策 &gt;</p> <p>町営バスは、委託契約により浜坂町で2路線、温泉町で1路線運行しており、地域住民の交通手段として定着しているため、運行ダイヤ、運賃とも現行のまま引き継ぐことが望ましいと思われます。ただし、委託方法については、浜坂町は運賃を町の収入として特別会計で管理しているのに対し、温泉町は委託先の収入としているため調整する必要があり、委託内容の明確化のためにも浜坂町の例により統一することが適当と思われます。</p> <p>「ゆめぐりエクスプレス」バスについては、鳥取湯村間の唯一の直通交通機関であり、住民の利便性の確保及び観光促進の面からも引き続き運行することが適当と思われます。</p> <p>県の補助事業である地方バス等公共交通確保対策事業及び町単独補助事業の地方バス路線維持対策事業は、地域住民の交通手段として定着しているため、現行のまま引き継ぐことが適当と思われます。</p> <p>鉄道対策事業は、住民の利便性の確保及び観光促進の面から、又「浜坂駅」を有する浜坂町が主として取り組んでおり、山陰本線、浜坂駅の利用促進及び交通政策研究会による検討などを行っていることから、浜坂町の例により引き継ぐことが適当と思われます。</p> <p>但馬空港利用助成については2町とも行っていますが、助成額に差異があり調整する必要があります。又小学校の実施する社会見学・体験については同様の支援を行っていますが、浜坂町は補助金助成であり温泉町は委託料による助成であります。</p> <p>ヘリコプター利用助成については、温泉町のみであります。</p> <p>空港対策事業は、空の交通手段の確保として引き続き促進することが望ましく、但馬空港利用助成額については、合併時に現行の範囲内で統一することとし、小学校の実施する社会見学等については浜坂町の例により統一することが適当と思われます。ヘリコプターの利用助成については、温泉町の例により引き継ぐことが適当と思われます。</p> <p>&lt; まちづくり団体 &gt;</p> <p>まちづくり団体については、浜坂町ではその取り組みに対し町単独で補助金を交付しており、温泉町では、助成はせず支援、協力のみの団体と県補助事業による団体があります。</p> <p>各団体は、地域活性化の活動拠点として合併後も必要であると思われませんが、助成制度については、合併後に新たな制度を設けることが適当と思われます。</p> <p>&lt; 姉妹提携 &gt;</p> <p>2町とも姉妹提携を行っていますが、浜坂町は現在も情報交換や交流を行い、温泉町は具体的な取り組みは行っていません。</p> <p>相手の意向を尊重する必要がありますが、情報交換や交流活動は必要なことであり合併後も引き継ぐことが適当と思われます。</p> <p>&lt; 広域連携 &gt;</p> <p>交通網の整備、地域間交流及び広域観光等の面から引き続き連携を深めていくことが適当と思われれます。ただし、美方郡活性化推進協議会は、平成16年度で廃止となります。</p> <p>&lt; 広報 &gt;</p> <p>広報は住民への情報提供、情報公開の面から2町とも毎月発行していることから合併後も必要と思われれます。新町においては、広報誌は月1回、お知らせ版は月2回、予算説明書（教書・テキスト）は年1回の発行とすることが適当と思われれます。</p> <p>配布方法については、現行のまま引き継ぐことが適当と思われれますが、郵送する場合は有償とすることが適当と思われれます。</p> <p>行政放送については、設備の設置方法や放送回数が異なり、又温泉町ではCATV事業も供用開始となることから、合併時に再編することが適当と思われれます。</p>		

事務事業調整報告書

協議項目	23-3 企画関係事務事業の取扱い	企画部会
協議細目	交通対策、まちづくり団体、姉妹提携、広域連携、広報	
<p>2. 調整方針</p> <p>&lt; 交通対策 &gt;</p> <p>町営バス運行事業、ゆめぐりエクスプレス運行事業、地方バス等公共交通確保維持対策事業及び地方バス路線維持対策事業は、現行のまま引き継ぐ。ただし、町営バスの委託方法については、浜坂町の例により統一する。</p> <p>鉄道対策事業は、浜坂町の例により引き継ぐ。</p> <p>空港対策事業の但馬空港利用助成については、合併時に統一する。ただし、小学校の実施する社会見学等については浜坂町の例による。ヘリコプター利用助成については、温泉町の例により引き継ぐ。</p> <p>&lt; まちづくり団体 &gt;</p> <p>まちづくり団体に対する支援制度は、合併後新たな制度を設ける。</p> <p>&lt; 姉妹提携 &gt;</p> <p>姉妹提携町は、現行のまま引き継ぐ。</p> <p>&lt; 広域連携 &gt;</p> <p>広域連携団体は、現行のまま引き継ぐ。ただし、美方郡活性化推進協議会は、平成16年度で廃止する。</p> <p>&lt; 広報 &gt;</p> <p>広報誌は月1回、お知らせ版は月2回、予算説明書は年1回の発行とする。</p> <p>行政放送は、合併時に再編する。</p>		

事務事業調整報告書

協議項目	23-3 企画関係事務事業の取扱い		企画部会
協議細目	交通対策、まちづくり団体、姉妹提携、広域連携、広報		
3 - 1 . 事務事業現況比較表 (交通対策) (H15年度実績)			
項目	浜坂町		温泉町
町営バス運行事業	路線	三尾線(浜坂～三尾) 田井線(浜坂～和田)	青下～海上～湯
	形態	委託(全但バス)	委託(全但バス)
	運行	月曜日～土曜日 1日各5往復	月曜日～金曜日 1日6往復
	車両	15人乗バス	24人乗バス
	乗車密度	0.8人	0.9人
	乗客数	7,334人	4,094人
	経費	運行委託料 6,167千円 運賃収入 2,117千円 「バス運行事業特別会計」により町が管理	運行補助金 3,759千円
ゆめぐりエクスプレス運行事業	路線		鳥取駅～湯村温泉(直行便)
	形態		3者共同運行(日本交通、全但バス、町)
	運行		1日4往復(8便)
	車両		25～45人乗バス
	乗車密度		5.32人
	乗客数		15,571人
	経費		補助金700万円 運賃収入は業者扱い
地方バス等公共交通維持確保対策事業	路線	浜坂病院田中線 : 7.2Km(22.3Km) 浜坂春來線 : 6.0Km(18.2Km) 居組病院田中線 : 14.5Km(29.6Km) 浜坂田中線 : 6.0Km(21.1Km)	浜坂病院田中線 : 15.1Km(22.3Km) 浜坂春來線 : 12.2Km(18.2Km) 居組病院田中線 : 15.1Km(29.6Km) 浜坂田中線 : 15.1Km(21.1Km) 八鹿湯村線 : 6.7km(44.2km)
	乗車密度・乗客数	乗車密度 乗客数 3.2人 26,353人 2.4人 5,090人 3.7人 16,920人 2.8人 10,337人	乗車密度 乗客数 ～ 同左 ～ 同左 3.9人 63,831人
	経費	補助金：経常損益の100%(県1/2.町1/2) 町補助金：距離按分 973千円 368千円 678千円 461千円 計 2,480千円	補助金：経常損益の100%(県1/2.町1/2) 町補助金：距離按分 2,040千円 750千円 636千円 1,162千円 186千円 計 4,774千円
	経費	補助金：経常損益の6/8(2/8事業者負担) 4,450千円	補助金：経常損益の6/8(2/8事業者負担) 728千円 1,464千円 3,648千円
地方バス路線維持対策事業	路線	久斗山線	春來線 湯村循環線 熊谷線
	乗車密度	1.6人	2.2人 3.1人 2.4人
	乗客数	16,863人	1,498人 15,651人 21,118人
	経費	補助金：経常損益の6/8(2/8事業者負担) 4,450千円	補助金：経常損益の6/8(2/8事業者負担) 728千円 1,464千円 3,648千円

事務事業調整報告書

協議項目	23-3 企画関係事務事業の取扱い		企画部会
協議細目	交通対策、まちづくり団体、姉妹提携、広域連携、広報		
項目	浜坂町	温泉町	
鉄道対策事業	山陰本線利用促進事業	JR山陰本線利用促進事業 播但線・山陰本線複線電化要望 餘部鉄橋対策事業 但馬地域鉄道利用の検討	JR山陰本線利用促進事業 播但線複線電化要望 餘部鉄橋対策事業
	浜坂駅利用促進事業	町民ふれあいの旅助成 駅周辺施設整備検討	
	研究会	交通対策研究会 目的：JR利用促進について検討 組織：33名(議会、連合自治会、婦人会連絡協議会、老人クラブ連合会、商工会、観光協会、ニコニコ店会、漁協、農協、社協、鉄道OB会、JR浜坂駅、町)	
空港対策事業	但馬空港利用促進事業	但馬空港利用助成制度 <対象> 浜坂町に住所を有する者 町内の事務所、事業所に勤務する者 町内に扶養者を有する学生 <助成額> 12歳以上：4,500円(片道) 3歳以上12歳未満：3,000円(片道) 実績：27人 <その他> ・町内の小学校が実施する社会見学で但馬空港を利用する場合は、その児童及び引率者の運賃全額助成。 ・実績：294人	但馬空港利用助成制度 <対象> 温泉町に住所を有する者 町内の事務所、事業所に勤務する者 <助成額> 12歳以上：3,000円(片道) 3歳以上12歳未満：1,000円(片道) 実績：8人 <その他> 小学生飛行体験の旅 ・小学校4年生を対象にした但馬空港を利用しての1日社会体験 ・但馬空港～大阪空港の往復航空運賃全額助成 ・実績：88人(引率含む)
	ヘリコプター利用促進事業		ヘリコプター利用助成制度 <対象> 温泉町民、温泉町内に所在する事務所、事業所に勤務するもの <助成額> 1人：2,200円 H15実績：なし

【参考】

地方バス等公共交通維持確保対策事業の対象路線は、複数の自治体間を運行する路線に限る。

$$\text{平均乗車密度} = \frac{\text{当該運行系統の補助対象期間内の運送収入}}{\text{当該運行系統の平均賃率}} \times \frac{\text{当該運行系統の補助対象期間内の実車走行キロ}}{\text{}}$$

事務事業調整報告書

協議項目	23-3 企画関係事務事業の取扱い	企画部会
協議細目	交通対策、まちづくり団体、姉妹提携、広域連携、広報	
3 - 2 . 事務事業現況比較表(まちづくり団体) (H15年度実績)		
項 目	浜坂町	温泉町
活動団体	団体数：4団体 但馬はまさかふるさと塾(14人) 三尾・久斗山村づくり推進協議会(17人、三尾・久斗山地区) 田君川バイカモ保存会(田君地区) 寺町緑化推進グループ(13人、居組区寺町)	団体数：2団体 湯村温泉まちづくり協議会(30人、湯地区内、平成11年発足) 上山高原エコミュージアム準備会(100人、主に奥八田地区内、平成16年度中にNPO法人予定)
目 的	自己決定自己実現の原則のもと、地域の自主性や地域リーダーづくりさらに住民一人ひとりの自己実現をはかり、もって自立・創造・協働による町づくりを推進する。	湯村温泉の景観形成を図りながら、湯村地区活性化事業を推進する。  上山高原はイヌワシなどが生息する豊かな生態系や自然と共生する暮らしにはぐくまれた新たな文化を、地域の財産として保全しながら地域振興に結びつけることのできる持続可能なタイプの取り組みを行う。
支援内容	「地域主体の町づくり事業補助金」 補助額：初年度10万円以下 次年度以降3ヵ年(事業費の1/2：20万円限度) 合計 1,000千円	組織役員メンバーに行政枠有り。会議等に参画し指導助言(町補助金はなし) ・県補助メニュー取り入れで活動支援(アドバイザー派遣年5回など) ・コンサルタント事業実施。専門的指導と計画冊子作り ・その他育成策 研修講師派遣など  エコミュージアムの推進に向け運営組織支援を行い、自然保全活動やプログラムの検討、試行など ・経費：100万円(県補助事業) (県50万円、町40万円、地元10万円)
3 - 3 . 事務事業現況比較表(姉妹提携)		
項 目	浜坂町	温泉町
姉妹町	千種町(昭和59年12月15日提携)	岩美町(昭和39年7月8日提携)
活動内容	人や文化の交流を基に山と海の情報や町づくりのノウハウを交換している。	国道9号線の改修やトンネル事業に、連携した取り組みを行うためスタートしたが、目的達成後は、姉妹町としての具体的な取組はない。

事務事業調整報告書

協議項目	23-3 企画関係事務事業の取扱い	企画部会
協議細目	交通対策、まちづくり団体、姉妹提携、広域連携、広報	
3 - 4 . 事務事業現況比較表(広域連携) (H15年度実績)		
項 目	浜坂町	温泉町
活動団体	<p>東部山陰市町村連絡協議会            構成：13市町村及び商工会議所等            内容：道路及び鉄道等の整備促進に係る陳情活動の実施            ・広域観光及び地域間交流の促進            負担金：69千円</p> <p>三たん地方開発促進協議会            構成：但馬・丹波・丹後の自治体、兵庫県、京都府            内容：道路及び鉄道等の整備促進に係る陳情活動の実施・広域観光及び地域間交流の促進            負担金：31千円</p> <p>美方郡活性化推進協議会            構成：美方郡内自治体及び各種団体の個人            内容：各種産業の振興と地域の生活環境整備事業の推進            ・美方郡内各町各種団体の連携を図る            負担金：450千円</p> <p>因但県境自治体会議            構成：8町            内容：因幡と但馬の県境に接する町が、行政・文化・経済等の連携調整を行い、各町の発展と県境地域の振興を図る。            負担金：1,329千円</p> <p>日本海にぎわい交流海道推進協議会            構成：日本海沿岸の港湾所在市町村、都道府県他118団体            内容：ネットワーク通信「にぎわい」の発行。総会、幹事会、フォーラムの開催。ホームページ運営。            負担金：30千円</p>	<p>東部山陰市町村連絡協議会            構成：13市町村及び商工会議所等            内容：道路及び鉄道等の整備促進に係る陳情活動の実施            ・広域観光及び地域間交流の促進            負担金：57千円</p> <p>三たん地方開発促進協議会            構成：但馬・丹波・丹後の自治体、兵庫県、京都府            内容：道路及び鉄道等の整備促進に係る陳情活動の実施・広域観光及び地域間交流の促進            負担金：25千円</p> <p>美方郡活性化推進協議会            構成：美方郡内自治体及び各種団体の個人            内容：各種産業の振興と地域の生活環境整備事業の推進            ・美方郡内各町各種団体の連携を図る            負担金：450千円</p> <p>因但県境自治体会議            構成：8町            内容：因幡と但馬の県境に接する町が、行政・文化・経済等の連携調整を行い、各町の発展と県境地域の振興を図る。            負担金：977千円</p>



事務事業調整報告書

協議項目	23-3 企画関係事務事業の取扱い		企画部会
協議細目	交通対策、まちづくり団体、姉妹提携、広域連携、広報		
3 - 5 . 事務事業現況比較表(広報)			(H15年度実績)
	項目	浜坂町	温泉町
広報誌	名称	広報はまさか 広報はまさか おしらせ版	広報おんせん 広報おんせん お知らせ版
	発行日	毎月第3木曜日 毎月第1第3木曜日	毎月20日頃の金曜日発行
	配布方法	・区長・町内会長を通じて全戸配布 ・各関係団体及び浜坂出身者(大阪浜坂会員)へ郵送 ・冬季期間は出稼ぎ者へ郵送	・区長を通じて全戸配布 ・各関係団体及び「ふるさとおんせん会員」に配布 ・その他2月号は新成人・冬季は出稼ぎ者へ直送
	配布部数	区長・町内会長便：3,600部 直送：294部	区長便：2,140部 直送：80部
	その他	予算教書を年1回春に全戸配布	予算テキストを年1回春に全戸配布
行政放送	施設	形態は防災無線と有線の2本立て 役場放送室 - 屋外受信局(34局) 役場放送室 - 屋外受信局(34局) - 受信機(48地区・町内会) 有線 各世帯スピーカー(約2500世帯) 町管理施設 - 放送室・屋外受信局	形態は防災無線と有線の2本立て 役場放送室 - 西山中継局 各世帯 受信機(1700世帯)・屋外受信局(30局) 役場放送室 - 放送室内中継局 有線 各世帯スピーカー(600世帯) 町管理施設 - 放送室・世帯受信機・屋外受信局・有線設備(電柱等)・世帯スピーカー
	放送回数	毎週土曜日午後6時25分 毎日朝昼夜3回チャイム	毎日朝夕2回放送(原稿があれば) 毎日朝昼夜3回チャイム
	放送内容	・3~4件程度役場からのお知らせ ・次週に行なわれる行事・催しものについて ・非常災害、その他緊急事項の通報及び連絡	・経営改善、農山村文化及び農林行政に関する情報 ・町、官公署、公共的団体等の公示事項及び広報事項 ・非常災害、その他緊急事項の通報及び連絡

協議第 37 号

保健医療関係事務事業の取扱い（その 1）について

保健医療関係事務事業の取扱い（その 1）について提出する。

平成 16 年 5 月 19 日提出

浜坂町・温泉町合併協議会

会 長 中 村 政 行

協定項目	23 - 7	各種事務事業の取扱い 保健医療関係事務事業の取扱い（その 1）について
<p>&lt; 老人保健事業 &gt; 健康診査・検診は、温泉町の例を基本とし平成 17 年度から統一する。人間ドックは、現行のまま引き継ぐ。節目検診については、温泉町の例により引き継ぐ。</p> <p>&lt; 母子保健事業 &gt; 乳幼児健診は、平成 17 年度から統一する。ただし、実施会場については、当分の間 2 会場とする。 母子推進委員は、平成 17 年度から浜坂町の例により統一する。</p> <p>&lt; 献血事業 &gt; 献血事業は、現行のまま引き継ぐ。</p>		

平成 年 月 日確認・継続審議

事務事業調整報告書

協議項目	23-7 保健医療関係事務事業の取扱い(その1)	健康福祉部会
協議細目	老人保健、母子保健、献血	
<p>1. 課題、問題点等</p> <p>&lt;老人保健事業&gt;</p> <p>(1) 健康診査・検診  町ぐるみ健診及び各種検診は、住民の保健予防の観点から引き継ぐことが適当と思われま  す。ただし、対象者、個人負担金等に差異があるため健診機関(厚生連、健康財団、健康福  祉事務所、郡医師会、各医療機関)と協議を行い、新町の一体性の確保及び負担公平の面か  ら、温泉町の例を基本とし平成17年度から統一することが適当と思われま  す。</p> <p>(2) 人間ドック  人間ドックは、住民の保健予防の観点から継続することが適当と思われま  す。事業内容に  ついては同一のため、委託先の公立浜坂病院と健康福祉事務所と協議を行い、現行のまま引  き継ぐことが適当と思われま  す。</p> <p>(3) 節目検診  温泉町の実施であります、若い人や壮年の受診の啓蒙につながっており、現行のま  ま引き継ぐことが適当と思われま  す。</p> <p>&lt;母子保健事業&gt;</p> <p>(1) 乳幼児健診  乳児健診、1歳6ヶ月健診及び3歳児健診は、乳幼児の保健予防の観点から引き継ぐこと  が適当と思われま  す。ただし、実施方法、回数に差異があるため、健診機関と協議を行い、  平成17年度から統一することが適当と思われま  す。  実施会場については、受診者の利便性を考慮し、当分の間は2会場とすることが適当と思  われま  す。</p> <p>(2) 母子保健推進員  母子推進員は、2町とも各地区から1名を選出し、健診、予防接種、母子保健事業の推  進、啓発、勧奨を行っているため引き継ぐことが適当と思われま  す。  2町では活動状況に差異がありますが、子育て支援センターとの協力や「母子保健推進だ  より」の発行など、より広範囲の活動を推進するため、平成17年度から浜坂町の例により  統一することが適当と思われま  す。</p> <p>&lt;献血事業&gt;</p> <p>献血事業は、「輸血を必要とする患者の尊い生命を救うため住民の善意により行う。」と  いう事業の趣旨を鑑み、現行のまま引き継ぐことが適当と思われま  す。</p> <p>2. 調整方針</p> <p>&lt;老人保健事業&gt;</p> <p>健康診査・検診は、温泉町の例を基本とし平成17年度から統一する。人間ドックは、現  行のまま引き継ぐ。節目検診については、温泉町の例により引き継ぐ。</p> <p>&lt;母子保健事業&gt;</p> <p>乳幼児健診は、平成17年度から統一する。ただし、実施会場については、当分の間2会  場とする。  母子推進委員は、平成17年度から浜坂町の例により統一する。</p> <p>&lt;献血事業&gt;</p> <p>献血事業は、現行のまま引き継ぐ。</p>		

事務事業調整報告書

協議項目	23-7 保健医療関係事務事業の取扱い(その1)	健康福祉部会					
協議細目	老人保健、母子保健、献血						
3-1. 事務事業現況比較表(老人保健事業) (平成16年度)							
区 分	浜坂町		温泉町				
健康診査・検診	対 象	18歳以上(40歳以上は補助対象)	個人負担金	900円(70歳以上無料)	20才以上	個人負担金	1,200円(70歳以上無料)
	基本健康診査	18歳以上(40歳以上は補助対象)	900円(70歳以上無料)	20才以上	1,200円(70歳以上無料)		
	胃がん	36歳以上	600円	30歳以上	900円		
	肺がん	18歳以上	100円(X線) 喀痰:無料	20歳以上	700円(喀痰) X線:無料		
	大腸がん	18歳以上	300円	40歳以上	500円		
	前立腺がん	50歳以上の男性	1,000円	50歳以上の男性	1,000円		
	子宮がん	女性	400円	30歳以上の女性	600円		
	乳がん	女性	200円	30歳以上の女性	400円		
	肝炎ウイルス	40~70歳の5歳きざみの節目健康診査での要指導者(医療機関委託)	900円(集団委託) 2,200円(医療機関委託)	40~70歳の5歳きざみの節目健康診査での要指導者(医療機関委託)	700円(集団委託) 2,200円(医療機関委託)		
	喀痰	18歳以上	無料	20歳以上	700円		
骨粗しょう症	女性	2,000円(医療機関委託) 1,000円(集団委託)	節目検診の女性	1,000円(集団委託)			
人間ドック	対 象	18歳以上(40歳以上は老人保健法該当者)		18歳以上(40歳以上は老人保健法該当者)			
	実施方法	公立浜坂病院 5月~3月の間実施 健康福祉事務所 指定日時に実施		公立浜坂病院 5月~3月の間実施 健康福祉事務所 指定日時に実施			
	助成金	7,350円 7,000円		7,350円 7,000円			
節目検診	対 象			女:33歳 42歳 50歳 55歳 60歳 男:42歳 50歳 55歳 60歳			
	実施方法			年1回(4月下旬の日曜日)			
	検診項目			総合健診(基本健診、胃、肺、大腸、骨、歯、肝炎、前立腺)			
	負担金			70歳以上に準じる(基本健診は無料)			

事務事業調整報告書

協議項目	23-7 保健医療関係事務事業の取扱い(その1)	健康福祉部会	
協議細目	老人保健、母子保健、献血		
3 - 2 . 事務事業現況比較表(母子保健事業) (平成16年度)			
区 分	浜坂町	温泉町	
健 診	乳児健診	対象：3～4ヶ月児・6～7ヶ月児・11～12ヶ月児 実施：毎月第4木曜日	対象：4ヶ月児・7ヶ月児・12ヶ月児 実施：毎月1回
	1歳6ヶ月健診	対象：1歳6～8ヶ月児 実施：年4回(4月・7月・11月・1月)	対象：1歳6～7ヶ月児 実施：年6回(3歳児健診と同時)
	3歳児健診	対象：3歳1～3ヶ月児(内科・歯科) 3歳4～6ヶ月児(視聴覚) 実施：年4回(6月・9月・12月・2月)	対象：3歳0～2ヶ月児 実施：年6回(1歳6ヶ月児健診と同時)
母子保健推進員	構 成	54人(各地区から1人) 乳幼児(就学前)を持つ母親で任期は2年	30人(各地区から1人) 乳幼児(就学前)を持つ母親で任期は2年
	活 動	・研修会：年5回 ・「母子保健推進だより」の編集・発行(毎月)	・研修会：年1回
3 - 3 . 事務事業現況比較表(献血事業)			
区 分	浜坂町	温泉町	
対 象	16歳～69歳の日本赤十字社が定めている献血基準を満たす者(65歳～69歳は60～65歳の間に献血経験あり)	16歳～69歳の日本赤十字社が定めている献血基準を満たす者(65歳～69歳は60～65歳の間に献血経験あり)	
実施方法	全血献血 年6回(6月～3月) 町内会長に協力依頼 粗品(ボールペン・シャープペン)	全血献血 年3回(7～8月) 各地区区長に協力依頼 粗品500円程度(平成16年度は300円)	

協議第38号

商工観光関係事務事業の取扱い(その1)について

商工観光関係事務事業の取扱い(その1)について提出する。

平成16年5月19日提出

浜坂町・温泉町合併協議会

会長 中村 政行

協定項目	23 - 10	各種事務事業の取扱い 商工観光関係事務事業の取扱い(その1)について
<p>&lt; 商工業振興事業 &gt; 商工会は、合併後の速やかな統合に向けて調整に努める。 商店街振興事業のイベントは、継続する。ただし、プレミアム商品券については見直す。 企業誘致助成は継続する。ただし、温泉町若者定住就労及び雇用促進奨励金と同様の助成については見直す。 融資制度は継続する。ただし、限度額については温泉町の例により統一し、短期償還期限については浜坂町の例により統一する。</p> <p>&lt; 勤労者対策事業 &gt; 新卒・Uターン就業者激励会は、新町単独で実施する。 住宅資金助成事業は、廃止する。就労・雇用助成事業については見直す。 杜氏組合は、温泉町の例により統一する。各事業については見直す。</p> <p>&lt; 観光振興事業 &gt; 観光協会は、現行のまま引き継ぐ。ただし、合併後3年以内の統合に向けて調整に努める。 観光イベントは継続する。</p> <p>&lt; その他事業 &gt; 温泉源は、現行のまま引き継ぐ。ただし、温泉審議会については、温泉町の例を基準に統一する。 第3セクターは、現行のまま引き継ぐ。</p>		

平成 年 月 日確認・継続審議

事務事業調整報告書

協議項目	23-10 商工観光関係事務事業の取扱い(その1)	産業経済部会
協議細目	商工業、勤労者、観光、その他	
<p>1. 課題、問題点等</p> <p>&lt; 商工業振興事業 &gt;</p> <p>(1) 商工会            商工会は1つの町の区域とすることが原則(商工会法第7条)であります。商工業の実情及びこれまでの活動等に差異があり合併と同時に統合することは困難と思われ。ただし、新町における一体性の確保の面から合併後の速やかな統合に向けて調整に努めることが適当と思われ。</p> <p>事業内容については、指導職員設置指導事業は共通していますが、その他の事業については地域の特性を生かした独自の取り組みを行っているため、統合に向けた調整機関を設け、継続する事業又調整を行う事業など整理していくことが適当と思われ。</p> <p>(2) 商店街振興事業            商店街のイベントは、主催団体の組織形態は異なりますが、主催者及び住民に定着しており、又商店街の活性化のシンボルとして継続することが適当と思われ。</p> <p>プレミアム商品券については、地元消費の拡大及び商店の販売促進の面から、町、商工会、商店街の三者でプレミアム分を負担していますが、それぞれ負担率が異なり、又温泉町においては平成16年度は実施しないこととしていることもあり、内容について関係団体と協議の上、見直すことが適当と思われ。</p> <p>(3) 企業誘致            企業誘致事業所等設置助成は浜坂町のみの制度であります。商工業の振興及び就労・雇用の場の確保の面からも引き継ぐことが適当と思われ。ただし、温泉町若者定住就労及び雇用促進奨励金制度と同様の助成については、対象基準や金額について見直すことが適当と思われ。</p> <p>(4) 融資制度            中小企業振興資金融資制度は、現在の経済状況及び実績から鑑みて継続することが望ましいと思われ。融資内容についてはほぼ同じであります。限度額は温泉町の例により短期・長期の併用で500万円までとし、短期の償還期限については浜坂町の例により当該年度末に統一することが適当と思われ。</p> <p>&lt; 勤労者対策事業 &gt;</p> <p>(1) 新卒・Uターン就業者激励会            新卒・Uターン就業者激励会は、現在美方郡の範囲で実施しておりますが、他町の合併に伴う郡域の変更など範囲が広範囲になることも想定されるため、合併後においては新町単独で実施することが適当と思われ。</p> <p>(2) 若者定住対策事業            浜坂町の勤労者住宅建設資金は、近年利用者が無いため、又温泉町の住宅資金利子補給についても町営住宅の建設が進んでいることから廃止することが適当と思われ。</p> <p>温泉町の若者定住就労及び雇用促進奨励金は、浜坂町企業誘致事業所等設置助成制度と併せ、対象基準や金額について見直すことが適当と思われ。</p> <p>(3) 季節労務対策事業            杜氏組合は、規模的に大きい温泉町の例により統合することが適当と思われ。事業内容については差異があるため、組合と協議の上、見直すことが適当と思われ。</p>		

事務事業調整報告書

協議項目	23-10 商工観光関係事務事業の取扱い(その1)	産業経済部会
協議細目	商工業、勤労者、観光、その他	
<p>&lt;観光振興事業&gt;</p> <p>(1)観光協会          観光協会は、組織、事務局体制、活動内容、補助金額及び行政との関わり方に大きな差異があり、これまでの経緯や事業・活動内容等を勘案すると合併時の統合は困難と思われるため、当面は現行のまま引き継ぐことが適当と思われます。          ただし、新町における一体性の確保の面から合併後3年以内の統合に向けて調整に努めることが適当と思われます。          なお、調整機関の設置により相互の窓口対応及び個別事業の整理・統合を行うと共に協力、連携体制を強化し、より効率的・効果的な事業展開を図る必要があると思われます。</p> <p>(2)観光イベント          観光イベント、PR活動は、それぞれ独自の取り組みであり、関係・協力団体等が異なっていますが、観光促進事業として定着し効果を発揮していると思われるため、継続することが適当と思われます。ただし、より効果を拡大するため独自事業、委託事業、補助事業の区分について整理する必要があると思われます。</p> <p>&lt;その他事業&gt;</p> <p>(1)温泉源          温泉源は、観光面はもとより住民生活においても貴重な資源であり、現行のまま引き継ぐことが適当と思われます。ただし、温泉審議会については、浜坂町は温泉掘削のみであり、温泉町は湯の利活用から泉源の維持管理まで審議対象としているため、温泉町の例を基準に統一することが適当と思われます。</p> <p>(2)第3セクター          第3セクターは、町の出資割合の違いにより行政主導と民間主導がありますが、どちらも特に問題はなく又現在の事業内容においても継続する必要があるため現行のまま引き継ぐことが適当と思われます。</p> <p>2. 調整方針</p> <p>&lt;商工業振興事業&gt;          商工会は、合併後の速やかな統合に向けて調整に努める。          商店街振興事業のイベントは継続する。ただし、プレミアム商品券については見直す。          企業誘致助成は継続する。ただし、温泉町若者定住就労及び雇用促進奨励金と同様の助成については見直す。          融資制度は継続する。ただし、限度額については温泉町の例により統一し、短期償還期限については浜坂町の例により統一する。</p> <p>&lt;勤労者対策事業&gt;          新卒・Uターン就業者激励会は、新町単独で実施する。          住宅資金助成事業は、廃止する。就労・雇用助成事業については見直す。          杜氏組合は、温泉町の例により統一する。各事業については見直す。</p> <p>&lt;観光振興事業&gt;          観光協会は、現行のまま引き継ぐ。ただし、合併後3年以内の統合に向けて調整に努める。          観光イベントは継続する。</p> <p>&lt;その他事業&gt;          温泉源は、現行のまま引き継ぐ。ただし、温泉審議会については、温泉町の例を基準に統一する。          第3セクターは、現行のまま引き継ぐ。</p>		



事務事業調整報告書

協議項目	23-10 商工観光関係事務事業の取扱い(その1)	産業経済部会	
協議細目	商工業、勤労者、観光、その他		
3 - 1 . 事務事業現況比較表(商工業振興事業) (15年度実績)			
区分	浜坂町	温泉町	
商工会	会 員	394人	341人
	助 成	補助金：6,989千円 ・指導職員設置指導事業：6,449千円 ・青年部補助事業：450千円 ・駅西駐車場補助金：90千円	補助金：9,471千円 ・指導職員設置指導事業：5,681千円 ・6部会育成事業：3,290千円 ・商店街活性化事業：350千円 ・村おこし事業：150千円
商店街振興事業	プレミアム商品券	発行額13,000千円 町：900千円(5%)(印刷代250千円含む) 商店街：390千円(3%) 商工会：260千円(2%)	発行額10,000千円 (平成16年度は実施せず) 町：996千円(10%) 商店街：200千円(2%) 商工会：300千円(3%)
	イベント	いきいき浜坂商店街納涼祭 主催：浜坂なかよし商店街 補助金：450千円	荒湯天狗まつり 主催：商店街振興会 補助金：350千円
企業誘致	助 成	企業誘致事業所等設置助成 企業立地助成金 雇用促進奨励金	
	対 象	新設：投下固定資産額5,000万円以上、町内 常用従業員5人以上 増設：投下固定資産額3,000万円以上、町内 常用従業員3人以上	
	助 成	補助金：固定資産税相当額 期間：3年度間 限度額：総額2,000万円 奨励金：営業開始から1年以上雇用の町内 常用従業員×5万円 期間：3年度間 限度額：1年度間150万円	
融資制度	名 称	中小企業振興資金融資	中小企業振興資金融資
	種 類	長期資金、短期資金	長期資金、短期資金
	使 途	運転資金、設備資金	運転資金、設備資金
	限度額	長期500万円以内、短期350万円以内	500万円以内(短期、長期併用可)
	期 間	長期：5年以内、短期：年度末	長期5年以内、短期1年以内
	利 率	長期2.1%、短期1.5%	長期2.1%、短期1.5%
	預託金	7,000万円	7,000万円
	融資額	預託金の5倍(3億5千万円)	種預託金の5倍(3億5千万円)
	実行額	件数25件(長期11件、短期14件) 金額63,750千円 (長期28,500千円、短期35,250千円) 残高161,520千円	件数36件(長期3件、短期33件) 金額112,880千円 (長期7,900千円、短期104,900千円) 残高128,800千円

事務事業調整報告書

協議項目	23-10 商工観光関係事務事業の取扱い(その1)	産業経済部会
協議細目	商工業、勤労者、観光、その他	
3-2. 事務事業現況比較表(勤労者対策事業) (15年度実績)		
区分	浜坂町	温泉町
新卒・Uターン 就業者激励会	主催：町(美方郡商工労政振興連絡協議会)	主催：町(美方郡商工労政振興連絡協議会)
	共催：商工会	共催：商工会
	後援：ロータリークラブ	後援：ライオンズクラブ
	内容：講演、交流会、記念品贈呈	内容：講演、交流会、記念品贈呈
	経費：負担金129千円	経費：負担金129千円
若者定住 対策事業	住宅資金 助成事業 勤労者住宅建設資金融資 限度額：350万円以内 返済期間：20年 利率：3%(固定金利) 預託金：限度額の3倍(現在なし) 融資額：現在なし	若者定住住宅資金利子補給(H11.4.1～ H16.3.31) 対象：35歳以下、住宅取得資金融資 交付額：取得2%以内(限度額12万円)、増改 築1%以内(限度額6万円)を3ヶ年 助成額：565千円 *平成16年度から3ヶ年延長(H16.4.1～ H19.3.31)
	就労・雇 用助成事 業	温泉町若者定住就労及び雇用促進奨励金 (H11.4.1～H16.3.31) 対象者：35歳以下、雇用保険加入者若しく は事業専従者 種類：新卒、Uターン、転入、産業後継 者、 雇用促進 奨励金：2,650千円 1年以内届出 若者：10万円 事業主：5万円 1年以降届出 若者：5万円 事業主：5万円 *平成16年度から「事業所設立奨励金」を 追加し3ヶ年延長(H16.4.1～H19.3.31)
季節 労務 対策 事業	杜氏組合 補助金：83千円 組合員数：31人 事業：きき酒研究会(4月)	補助金：672千円 組合員数：147人 事業：自醸酒研究会(4月) 吟醸酒研究会(6月) 管外研修会(6月：1回/2年) 酒造安全祈願祭(10月) 酒造現地研究会4地区(2.3月) 杜氏(酒)まつり(9月：委託事業)

事務事業調整報告書

協議項目	23-10 商工観光関係事務事業の取扱い(その1)	産業経済部会	
協議細目	商工業、勤労者、観光、その他		
3-3. 事務事業現況比較表(観光振興事業) (15年度実績)			
区分	浜坂町	温泉町	
観光協会	会員数	普通会員84件、特別会員13件 計97件	139件
	イベント	ほたるいか祭り、カニ祭り	(観光協会主催はなし)
	助成	補助金：5,576千円 (協会総事業費：27,635千円予算) 補助基準：人件費(2名分相当以内) 事業補助：主催事業、広告宣伝等の補助 (実施額の1/2) 観光看板設置補助金 (実施額の1/2) 業務委託：マリンポーチ管理4,211千円	補助金：20,828千円 (協会総事業費：27,956千円) 補助基準：入湯税の3/5(特別の場合除く)
観光イベント	イベント・祭り	浜坂みなとほたるいか祭り 主催：観光協会 時期：4月初旬 補助金：3,600千円 浜坂みなとかに祭り 主催：観光協会 時期：11月中旬 補助金：701千円 浜坂みなと日曜朝市 主催：産業観光振興協議会 時期：3月初旬 補助金：243千円 川下祭花火大会 主催：浜坂ふるさと夏まつり実行委員会 時期：7月20日、花火約2,500発 補助金：450千円	ふるさとおんせん会 主催：ふるさとおんせん会事務局 時期：5月(いも苗植付)、10月(いも掘り) 補助金：1,150千円 但馬牛まつり 主催：但馬牛まつり実行委員会 時期：9月の第4日曜日 補助金：1,500千円 全日本かくれんぼ大会 主催：全日本かくれんぼ協会 時期：10月実施(H16年度は6月) 委託金：1,300千円 湯村温泉まつり 主催：湯村温泉まつり奉賛会 時期：6月第1日曜日 補助金：なし
	PR事業	天神橋筋商店街でのキャンペーン 主体：観光協会 時期：11月又は12月 摂津市民農業祭でのキャンペーン 主体：観光協会・漁協 時期：11月第2週目の土日	温泉プレゼント 主体：町 時期：8月、広島原爆養護施設 雪プレゼント 主体：町 時期：2月、大阪海遊館、芦屋市

事務事業調整報告書

協議項目	23-10 商工観光関係事務事業の取扱い(その1)	産業経済部会	
協議細目	商工業、勤労者、観光、その他		
3 - 4 . 事務事業現況比較表(その他事業) (15年度実績)			
区分	浜坂町	温泉町	
温泉源	名称	浜坂温泉(2ヶ所) 七釜温泉(2ヶ所) 二日市温泉(1ヶ所)	歌長西ノ垣泉源 湯谷泉源 宮岡泉源
	諮問機関	温泉審議会(10人) 温泉掘削事務	温泉審議会(10人) 湯の利活用、泉源の維持管理
	管理	上記5ヶ所の泉源 温泉モニメント(2ヶ所：駅前、役場)	上記3ヶ所の泉源 泉源調査(委託) * 湯村温泉の泉源の荒湯や町内各家庭への配湯の管理は、湯財産区が行っている。
第3セクター	名称		(株)温泉町夢公社 資本金：20,000千円(町51%出資) (株)湯村温泉愛宕山観光 資本金：40,000千円(町25%出資)
	業務		次の施設の管理運営委託及び飲食業務 ・リフレッシュパークゆむら、レストラン 楓 ・健康公園、生涯学習のむら、草太園地 ・駐車場、湯村温泉ヘリポート 牧場公園のリフト、レストラン、宿泊施設の経営

協議第39号

建設関係事務事業の取扱いについて

建設関係事務事業の取扱いについて提出する。

平成16年5月19日提出

浜坂町・温泉町合併協議会

会長 中村政行

協定項目	23 - 11	各種事務事業の取扱い 建設関係事務事業の取扱いについて
<p>&lt; 除雪対策事業 &gt; 除雪路線及び除雪機械は、現行のまま引き継ぎ、除雪形態等については、合併後速やかに調整する。 共同除雪用機械等導入事業は、温泉町の例により引き継ぐ。</p> <p>&lt; 残土処分事業 &gt; 残土処分事業は、現行のまま引き継ぐ。</p> <p>&lt; 道路整備事業 &gt; 道路整備にかかる分担金は廃止する。 狭小道路整備事業及び町道簡易舗装材料支給事業は、温泉町の例により引き継ぐ。</p>		

平成 年 月 日確認・継続審議

事務事業調整報告書

協議項目	23-11 建設関係事務事業の取扱い	建設部会
協議細目	除雪対策、残土処分、道路整備	
<p>1. 課題、問題点等</p> <p>&lt; 除雪対策事業 &gt;  道路や歩道の除雪及び凍結防止剤の散布や消雪装置の維持管理など降雪時の交通路確保のため引き続き必要と思われます。ただし、委託形態や出動・指令態勢に差異があるため合併後速やかに調整する必要があります。</p> <p>温泉町の共同除雪用機械等導入事業は、地理的・自然条件が異なる地域に対応するため、又地域による除雪活動を推進するため継続することが適当と思われます。</p> <p>&lt; 残土処分事業 &gt;  残土処分場は、浜坂町では現在建設中ですが、温泉町では既に供用しております。公共事業等とも関連し、又常時利用の施設であるため引き続き必要があると思われます。  使用料については、それぞれの施設の建設及び維持管理にかかる費用等により算出しているため現行のまま引き続きすることが適当と思われます。</p> <p>&lt; 道路整備事業 &gt;  2町では、町道の定義、道路改良にかかる負担率、災害復旧の規定に差異があるため合併までに調整する必要があります。</p> <p>町道の新設改良舗装工事及び復旧工事にかかる分担金は、浜坂町では徴収しておらず、温泉町では道路区分に応じて徴収していますが、適正な道路計画の面から徴収しないことが適当と思われます。</p> <p>温泉町の狭小道路整備事業及び町道簡易舗装材料支給事業については、生活道路の整備の面から引き続きすることが適当と思われます。</p> <p>2. 調整方針</p> <p>&lt; 除雪対策事業 &gt;  除雪路線及び除雪機械は、現行のまま引き継ぎ、除雪形態等については、合併後速やかに調整する。  共同除雪用機械等導入事業は、温泉町の例により引き継ぐ。</p> <p>&lt; 残土処分事業 &gt;  残土処分事業は、現行のまま引き継ぐ。</p> <p>&lt; 道路整備事業 &gt;  道路整備にかかる分担金は廃止する。  狭小道路整備事業及び町道簡易舗装材料支給事業は、温泉町の例により引き継ぐ。</p>		

事務事業調整報告書

協議項目	23-11 建設関係事務事業の取扱い	建設部会
協議細目	除雪対策、残土処分、道路整備	
3-1. 事務事業現況比較表 (除雪対策事業) (H15年度実績)		
項目	浜坂町	温泉町
路線	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路除雪 181路線(60.7km)</li> <li>・歩道除雪 16路線(17.9km)</li> <li>・凍結防止剤散布 2路線</li> <li>・消雪装置維持管理業務 21路線(6.8km)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路除雪 71路線(78.8km)</li> <li>・歩道除雪 4路線(6.1km)</li> <li>・凍結防止剤散布 8路線</li> <li>・消雪装置維持管理業務 14路線(6.7km)</li> </ul>
体制	道路 町有1台 委託37台 計38台 歩道 町有1台 貸与3台	道路 直営3台 委託21台 計24台 歩道 町有1台 貸与7台(国道4 県道3)
助成		共同除雪用機械等導入事業 ・集落内道路の除雪のため使用するロータリー型除雪機械の購入費の100分の70以内(最高限度額1,300千円) ・消雪用水中ポンプの購入費(最高限度額40千円)
3-2. 事務事業現況比較表 (残土処分事業)		
項目	浜坂町	温泉町
計画	公共建設残土処分場事業計画(下夕山建設残土処分場) 平成15年度から平成29年度まで(予定)	残土処分場設置管理計画(十字谷残土処分場) 平成8年度から平成38年度まで(予定)
能力	開発面積: 5.0ha以内(予定) 施設容量: 50万m <sup>3</sup> (予定)	開発面積: 3.88ha(予定) 施設容量: 45万m <sup>3</sup> (平成16年3月現在15万6千m <sup>3</sup> 受入)
受入	公共事業(予定)	公共事業、民間事業
使用料	(検討中)	2t車 1,720円/1台 4t車 3,440円/1台 10t車 8,600円/1台 10t以上は1tにつき 860円

事務事業調整報告書

協議項目	23-11 建設関係事務事業の取扱い	建設部会
協議細目	除雪対策、残土処分、道路整備	
3 - 3 . 事務事業現況比較表 (道路整備事業)		
項 目	浜坂町	温泉町
分担金	対象事業及び負担率	<p>町道(含舗装橋梁)：負担なし</p> <p>町道新設改良舗装工事</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1級：負担なし</li> <li>・2級：負担なし</li> <li>・3級(幅員2m以上)集落内：負担なし</li> <li>・3級(幅員2m以上)集落外新設改良舗装：30%</li> <li>・3級(幅員2m未満)集落内新設改良：30%</li> <li>・3級(幅員2m未満)集落内舗装：支給材料を控除したもの</li> <li>・3級(幅員2m未満)集落外新設改良舗装：30%</li> </ul> <p>町道復旧工事</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1級：負担なし</li> <li>・2級：負担なし</li> <li>・3級(幅員2m以上)集落内：負担なし</li> <li>・3級(幅員2m以上)集落外：30%</li> <li>・3級(幅員2m未満)集落内：30%</li> <li>・3級(幅員2m未満)集落外：30%</li> </ul>
	特例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1戸当たり25万円を限度</li> <li>・辺地、過疎等特殊事情ある場合は100分の90</li> <li>・公共土木施設災害復旧費国庫負担法に基づくものは徴収しない</li> </ul>
	対象外事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路勾配が100分の15を超えるもの</li> <li>・事業費が50万円(待避所設置工事、局部改良工事等町長が認める工事は20万円未満)未満のもの</li> <li>・町単独の道路等の災害復旧工事に係る1件の事業費が5万円未満のもの</li> </ul>
助成	対象事業	<p>狭小道路整備事業</p> <p>町道以外の集落内道路のうち、各住宅又は共同墓地・神社仏閣・公民館等を連絡する里道等の生活道路で幅員2m未満を2m以上に改良する事業費の助成</p> <p>町道簡易舗装材料支給事業</p> <p>集落内の町道で幅員1.5m以上のもの(神社・仏閣・墳墓地及び公益的施設に通ずるもの含む)を簡易舗装する材料支給助成</p>
	金額	<p>査定事業費(用地代対象外)の70%又は1箇所当たり100万円のうち少ない方の額</p> <p>予算の範囲内</p>